

令和2年度厚生労働省委託

外国人安全衛生管理支援事業(外国人共生センター事業)

中小・小規模事業者のための

外国人労働者 労働安全衛生管理の 手引き



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署



公益社団法人 東京労働基準協会連合会

はじめに

近年、外国人を雇用している事業所及び外国人労働者は年々大幅に増加しています。特に、規模30人未満の事業場での雇用が大幅に増加しており、新たな在留資格である「特定技能」が創設されたことにより、今後、さらに増加することが見込まれます。

外国人労働者を受け入れるに当たって雇用主である事業者は、生活者としての外国人を念頭に、安全と健康の確保はもとより、快適な職場環境の形成を通じて、我が国での生活をより充実したものにし、国際交流の一助としていく心構えをもって対することが何よりも肝要です。

しかしながら、外国人を雇用する事業場及び外国人労働者の増加とともに、外国人労働者が被災する労働災害も増加の一途をたどっています。外国人労働者についても、当然、労働安全衛生法をはじめとする関係法令の適用はあり、これまで日本人労働者に対して講じてきた労働災害防止対策に加え、日本語そのものの理解が不十分であることや、これに伴うコミュニケーション不足などの外国人労働者に特有な事情を踏まえた安全衛生管理の構築がとに求められるところです。

こうした状況に対応するため、これまで関係者の尽力により、外国人労働者を対象とする教育用の教本を中心に、様々な教材が開発されてきたところですが、事業者向けの安全衛生管理に係る手引き等は、限られた分野についてわずかに公表されているのみで、安全衛生管理全般に触れた手引き等は開発されていませんでした。

本冊子は、外国人労働者を雇用する中小・小規模事業者の方々を想定して、事例などを引用してわかりやすく、実務に即した内容となるよう配慮したものです。外国人労働者の方々が我が国において労働災害に遭うことなく、培った技術・技能を携え、今後においても引き続き充実した生活を継続していくための一助になれば幸いです。

編 者

◆ 凡 例 ◆

本冊子では、法令名称について、下記のような略称で記載しています。

安衛法	労働安全衛生法	特化則	特定化学物質障害予防規則
安衛令	労働安全衛生法施行令	高圧則	高気圧作業安全衛生規則
安衛則	労働安全衛生規則	電離則	電離放射線障害防止規則
クレーン則	クレーン等安全規則	除染則	東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則
ゴンドラ則	ゴンドラ安全規則		
有機則	有機溶剤中毒予防規則	酸欠則	酸素欠乏症等防止規則
鉛則	鉛中毒予防規則	粉じん則	粉じん障害防止規則
四アルキル則	四アルキル鉛中毒予防規則	石綿則	石綿障害予防規則

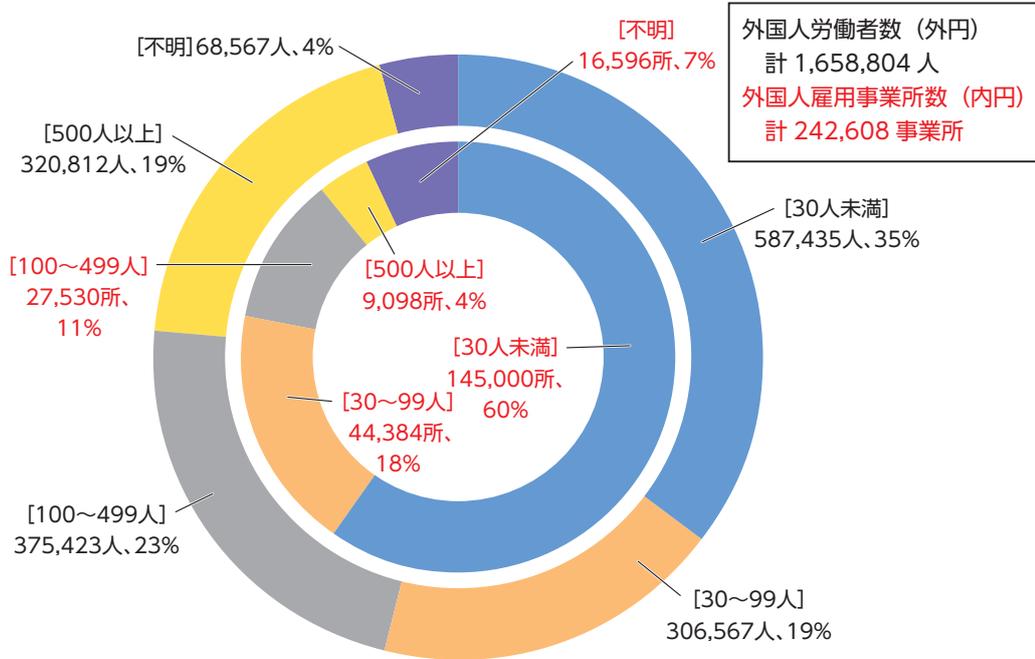
1	統計でみる外国人労働者の現状	2
1	外国人労働者と外国人を雇用する事業所の現状	2
2	外国人労働者の労働災害発生状況	5
2	外国人労働者の安全衛生管理とコミュニケーションの円滑化	8
1	言葉の壁	8
2	母国の安全衛生水準	10
3	文化・宗教等への配慮	10
3	事業者として理解しておきたい安全衛生関係法令に関する事項	11
1	労働安全衛生法の概要	11
2	安全衛生管理体制	12
4	安全衛生管理のポイント	14
1	リスクアセスメントの実施	14
2	安全衛生教育	16
1	労働安全衛生法で定める安全衛生教育等	16
2	通達による安全衛生教育	22
3	労働安全衛生法に基づく就業制限	23
4	健康管理	27
1	健康診断の実施	27
2	健康診断実施後の管理	33
3	面接指導等及び心理的負担の程度を把握するための検査等	35
5	作業管理	39
1	立入禁止措置	39
2	安全標識	42
3	作業主任者の職務	42
4	防じんマスクの使用	43
5	特定化学物質に係る保護衣等	43
6	伝達すべき情報	45
1	健康管理手帳制度	45
2	帰国後における労災請求等	47
参考資料		
	労働安全衛生法第61条に基づく就業制限の対象業務、第59条に基づく特別教育の必要な対象業務等(概要)	48
	Web から入手できる各種情報	51

1 統計でみる外国人労働者の現状

1 外国人労働者と外国人を雇用する事業所の現状

グラフ1 事業所規模別の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

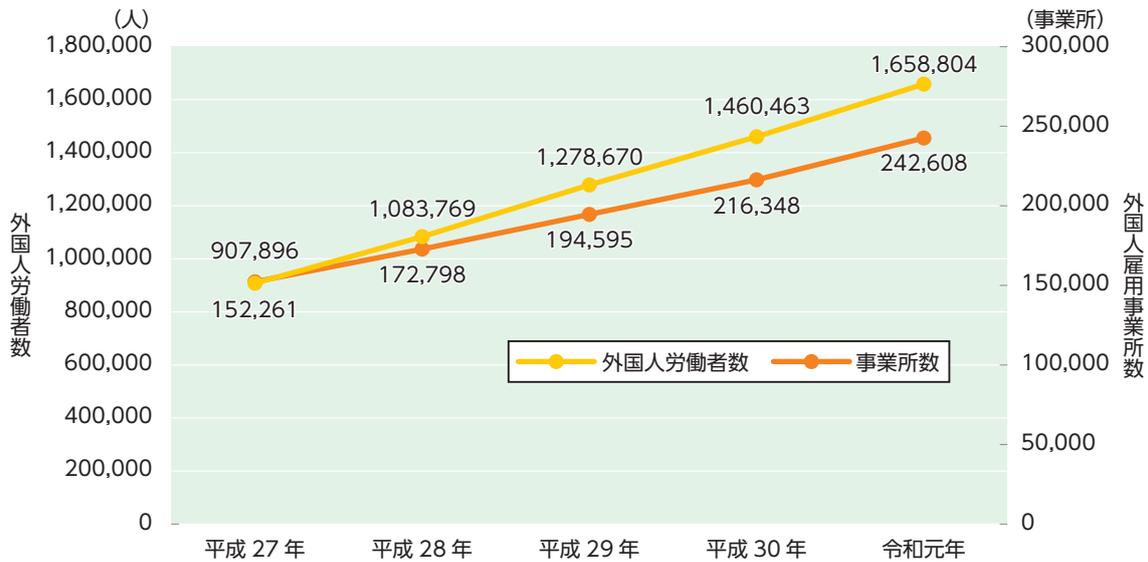
外国人労働者が就労する事業所は規模 100 人未満の中小・小規模事業所が約 80% を占め、これらの事業所に約 55% の外国人労働者が就労しています。



資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況」（令和元年 10 月末現在）

グラフ2 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

外国人雇用事業所、外国人労働者ともに増加の一途をたどっています。



資料出所：前掲「外国人雇用状況」

グラフ3 外国人雇用事業所数の推移（産業別）

外国人労働者を雇用する事業所を業種別にみると、製造業が最も多く、令和元年になって卸売業・小売業がその他の事業を抜いて2番目に多くなりました。宿泊業・飲食サービス業、建設業がこれに次いでいます。

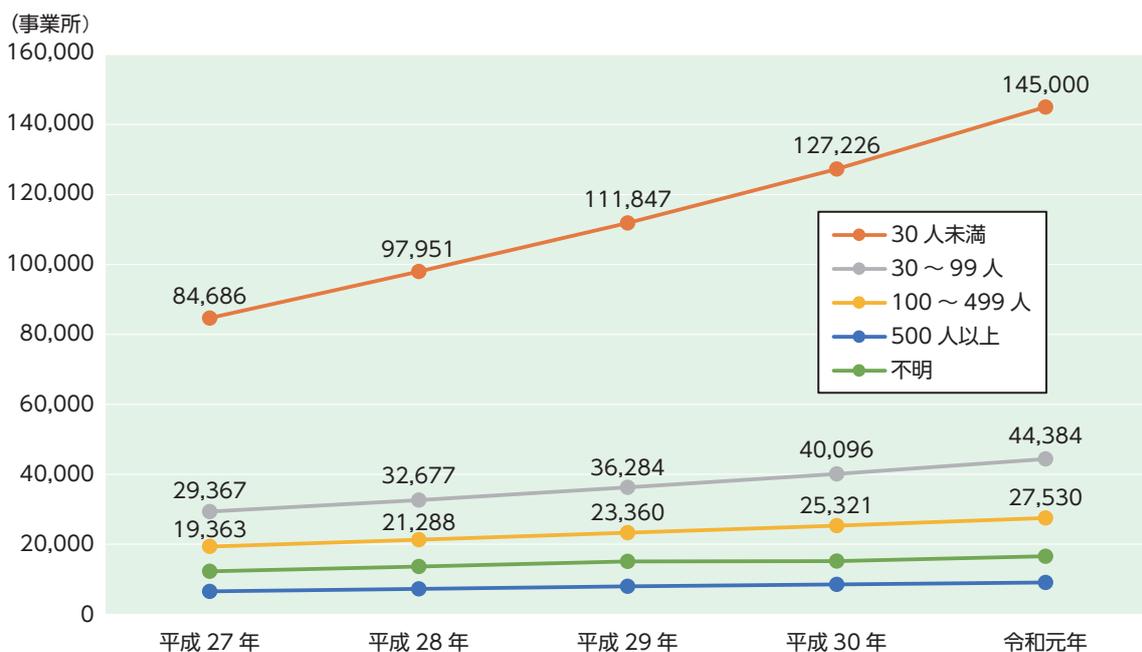


(注) 産業別のデータは、日本産業分類（平成 25 年 10 月改定）に対応している。

資料出所：前掲「外国人雇用状況」

グラフ4 外国人雇用事業所数の推移（事業所規模別）

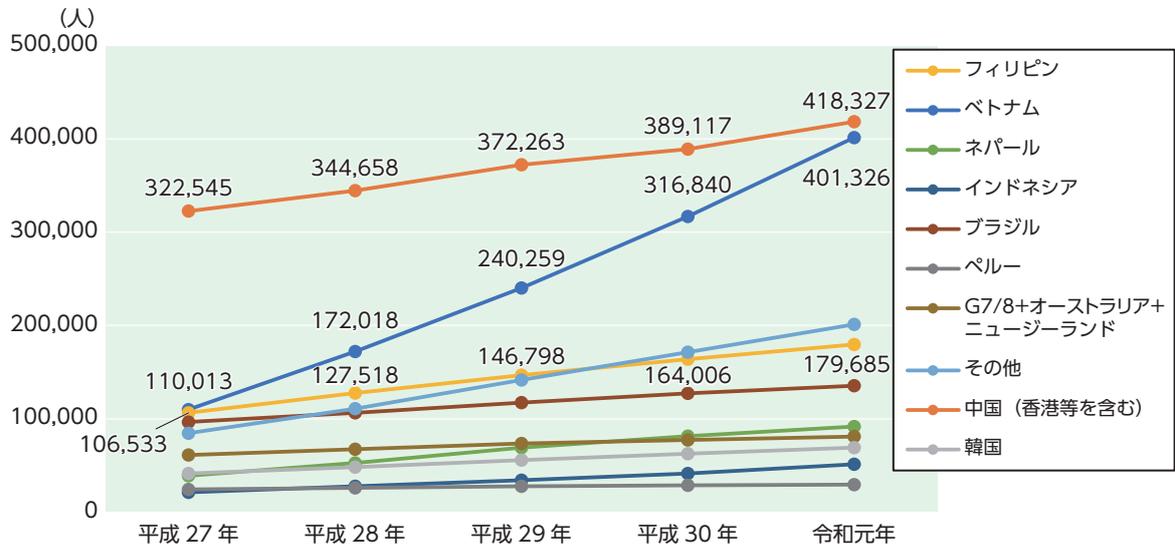
外国人を雇用する事業所を規模別にみると、30人未満が最も多く、増加の傾向にあります。次いで、30～99人、100人～499人となりますが、増加の割合は低くなっています。



資料出所：前掲「外国人雇用状況」

グラフ5 外国人労働者数の推移（国籍別）

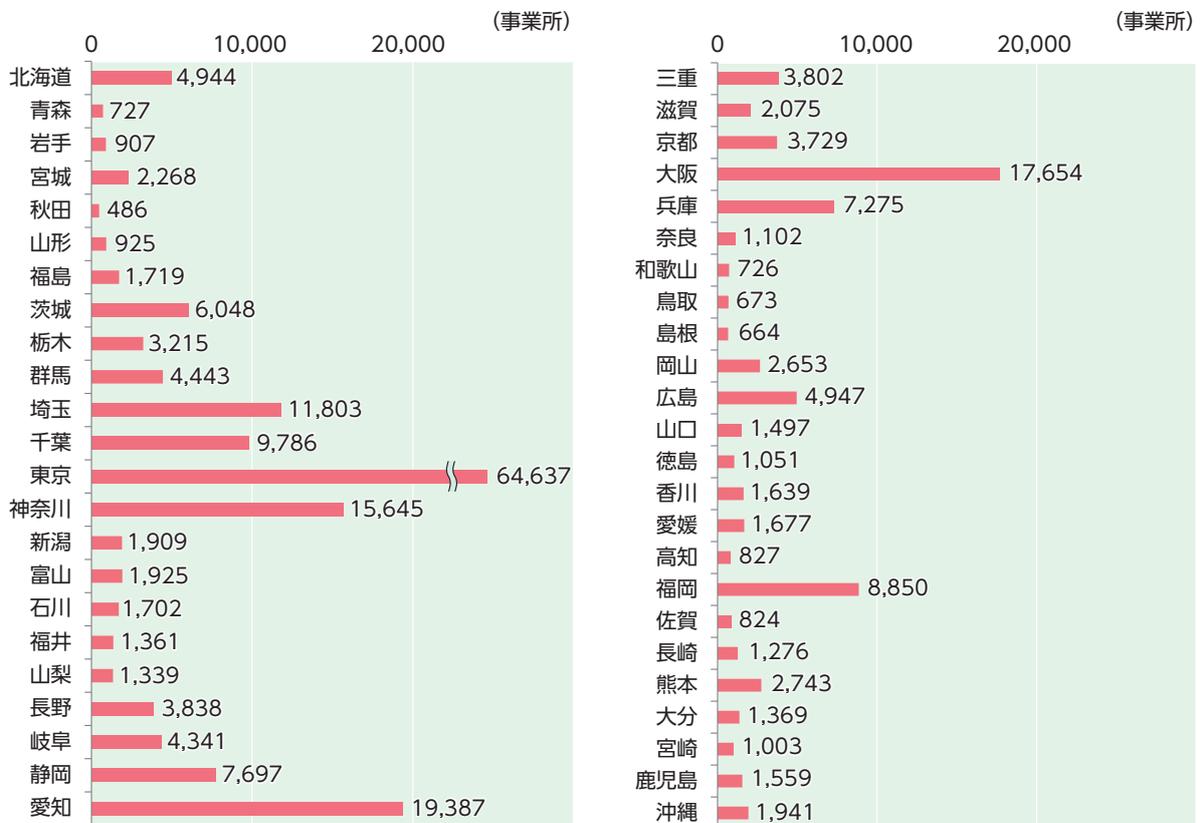
外国人労働者を国籍別にみると、中国が首位で漸増しているのに対して、ベトナムが急増しています。



資料出所：前掲「外国人雇用状況」

グラフ6 都道府県別外国人雇用事業所数

外国人労働者を雇用する事業所は、首都圏が最も多く、中京、阪神圏がこれに次いでいます。

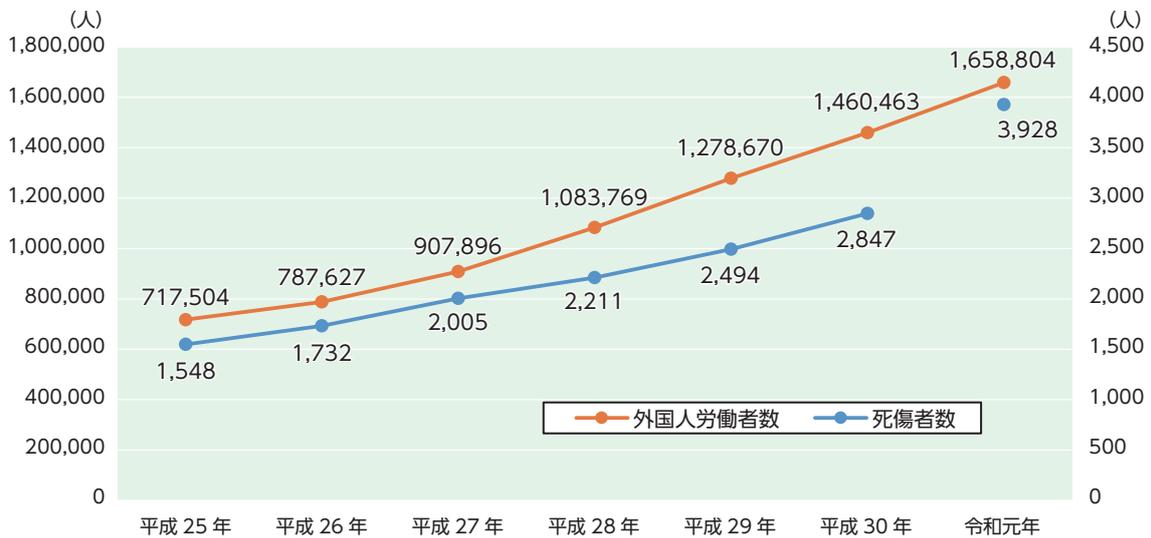


資料出所：前掲「外国人雇用状況」

2 外国人労働者の労働災害発生状況

グラフ7 外国人労働者数及び休業4日以上死傷者数

外国人労働者の増加と並行的に労働災害も増加しています。

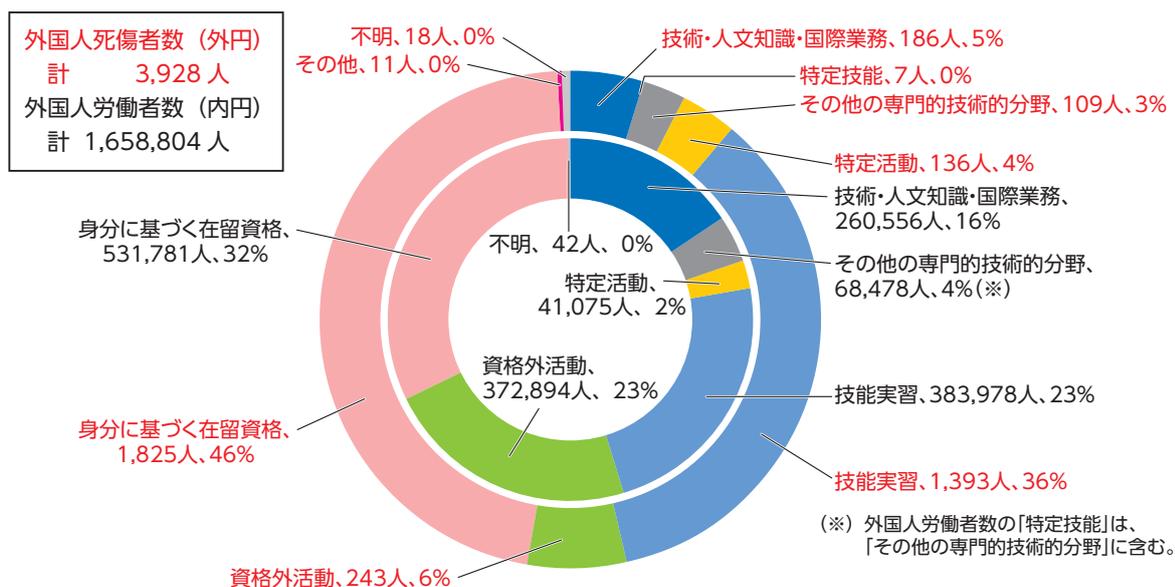


(注) 労働者死傷病報告の様式が平成 31 年 1 月 8 日に改正され、国籍・地域及び在留資格の記入欄が新たに設けられたため、令和元年は平成 30 年までとは把握の方法が異なる。

資料出所：前掲「外国人雇用状況」、厚生労働省「平成 31 年 / 令和元年労働災害発生状況」

グラフ8 在留資格別の外国人労働者数及び休業4日以上死傷者数

外国人労働者の在留資格別死傷者数の比率が外国人労働者数の比率を上回っているのは、身分に基づく在留資格（差は 14 ポイント）と技能実習（差は 13 ポイント）となっています。



資料出所：前掲「外国人雇用状況」、「平成 31 年 / 令和元年労働災害発生状況」

表 2 在留資格別・事故の型別の外国人労働者の休業 4 日以上死傷者数

事故の型別では、日本人労働者を含む総件数は「転倒」、「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」、「はさまれ・巻き込まれ」の順となっていますが、外国人の死傷者数は「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く、次いで「切れ・こすれ」、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」の順となっています。

	在留資格別			特定活動	技能実習	資格外活動	身分に基づく在留資格	その他	不明	計	日本人労働者を含めた 総件数
	専門的技術的分野の 国際業務	うち技術・人文知識・ 国際業務	うち特定技能								
墜落・転落	40	18	2	17	124	13	158	3	2	357	21,346
転倒	33	16	0	15	83	19	308	3	3	464	29,986
激突	12	6	1	10	61	9	122	1	1	216	6,534
飛来・落下	23	17	0	15	125	13	137	1	2	316	6,049
崩壊・倒壊	9	7	0	0	53	4	36	1	0	103	2,236
激突され	21	12	1	5	103	10	116	0	1	256	5,609
はさまれ・巻き込まれ	87	67	1	31	482	52	353	1	3	1,009	14,592
切れ・こすれ	37	23	2	18	205	61	193	1	2	517	7,977
踏抜き	0	0	0	1	5	1	2	0	0	9	220
おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
高温・低温物との接触	3	2	0	6	47	27	55	0	2	140	3,250
有害物との接触	1	0	0	1	3	1	11	0	1	18	521
感電	0	0	0	0	2	0	3	0	0	5	89
爆発	1	1	0	0	2	1	0	0	0	4	66
破裂	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	42
火災	1	1	0	1	2	0	1	0	0	5	128
交通事故（道路）	8	4	0	2	17	15	37	0	0	79	7,350
交通事故（その他）	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	110
動作の反動・無理な動作	20	8	0	13	77	15	276	0	1	402	17,709
その他	4	2	0	0	2	1	12	0	0	19	1,501
分類不能	1	1	0	0	0	1	4	0	0	6	266
合計	302	186	7	136	1,393	243	1,825	11	18	3,928	125,611

資料出所：前掲「平成 31 年 / 令和元年労働災害発生状況」

はじめに

来日した外国人労働者には、それぞれの母国の文化的背景だけでなく、その国の中でも、それまで生活してきた地域の独自の文化があり、それによって学歴や職歴、その人の思考、判断も大きな影響を受けています。外国人と日本人の双方が、文化・習慣等の多様性を理解することが重要です。そのうえで、日常生活のあらゆる場面を通じてコミュニケーションを活発に行い、外国人労働者一人ひとりについて、担う作業やこれに伴う安全衛生の環境を整えていくことが求められます。

1 言葉の壁

多くの場合、外国人労働者とのコミュニケーションは日本語によることが基本

外国人労働者が来日して最初に遭遇するのは「言葉の壁」ではないでしょうか。自分の意思を伝えられなければ買い物一つするのも不自由です。安全衛生の観点からは、「危ない」「逃げろ」といった目前に迫る危険を回避させようとしても、その意味が理解できなければ惨事を目の当たりにする結果となります。そうした緊急の場合ではなくても、作業の手順や機械・装置の操作方法など、日本人労働者と外国人労働者が共同して安全な作業を行ううえではコミュニケーションを欠くことができません。

通訳や母国語の教材等を使って打ち合わせや教育を行う方法は、一番理解を得やすい方法であり、上司や同僚を含め、可能な限り母国語による対応が望ましいことは論をまちませんが、だれでも、どこでも母国語によるということは現実的ではありません。外国人労働者にも日本語を習熟してもらうことが欠かせません。

「わかりやすい日本語」を使う

では、外国人労働者と日本語でコミュニケーションをとっていくうえで、使用する日本語にはどのような注意が必要でしょうか。外国人労働者の多くは、来日の前後に日本語教育を受け、片言の日本語が理解できる程度の語学力を習得している例がほとんどといえるでしょう。そうした語学力の範囲で意思の疎通を図り、より高いレベルの語学力を身に着けていくためには、外国人労働者の上司や同僚の皆さんが、書き言葉だけでなく、話し言葉についても、その語学力に見合った「わかりやすい日本語」を使う配慮が必要です。

安全に関する指示は日本人への場合と同じで、「文章は短く、はっきりと語尾まで言う」「あいまいな表現、擬態語・擬音語は使わない」ことを守るだけで格段にコミュニケーションが円滑化します。

CHECK! 理解しているかどうかを確認する

外国人労働者に対して様々な指示等を行ってから、「わかりましたか?」と質すと、十分理解していないにもかかわらず「わかりました」と返答することがよくあります。指示や説明を十分理解したかどうか、その内容を外国人労働者に説明させて理解度を確認しておくことも大切です。

参考

近年、国別にみても外国人労働者数が急増しているベトナムの日本大使館のホームページなどにも、次のようなパンフレットなどが掲載されており、外国人労働者の教育図書としても参考になります。なお、出入国在留管理庁のホームページでもご覧になれます。

- ◆「生活・就労ガイドブック～日本で生活する外国人の皆さんへ～」(日本語版)
- ◆「生活・仕事ガイドブック～日本で生活する外国人のみなさんへ～」(やさしい日本語版)

「やさしい日本語」は、弘前大学の佐藤和之氏が、災害時に外国人が的確な行動を起こせるよう想定されたものです。日本語でわかりやすく伝えるためのポイントを挙げていますので、参考までにご紹介しましょう。

(参考)「やさしい日本語」文法 12 の規則

1 難しいことばを避け、簡単な語を使う

- ▶ 日本語能力検定試験の旧4級と3級（現在のN5、N4に相当）の約2000語を使用。（「火災が発生しました」を、「火事がおきました」に言い換える程度）

2 1文を短くする

- ▶ 平仮名だけで書いたとして、24文字以内を目指す。

3 災害時によく使われることばや知っておいた方がよいことばは、そのまま使う

- ▶ たとえば、津波、震度、余震、避難所等には説明を加えて使う。

●安全衛生の分野では「玉掛け」[KY]「安全施工サイクル」などの専門用語

4 カタカナ・外来語はできるだけ使わないようにする

- 例) ダイヤル……… 原語とは発音が全く違うので通じないため
ライフライン… 原語とは意味が違うので誤解を招くため
デマ…………… 原語では行われないう省略なので意味が通じないため

なお、出典の『増補版「やさしい日本語」作成のためのガイドライン』では、「『やさしい日本語』の文法規則を拡大解釈、あるいは日本人にとってより自然な日本語表現にしてしまうと、それは初級外国人が理解できる『やさしい日本語』でなく、日本人にとってわかりやすい日本語に変質してしまうことに注意しなければならない。」とも述べており、細かい言い回しにも配慮して臨む必要があるでしょう。

5 擬態語や擬音語は使わない

●たとえば、「ピカピカ」「ぬるぬる」「フワッと」など

6 動詞を名詞化した表現はわかりにくいので動詞文にする

- ▶ 「壁に割れを見つけたら」のような表現のこと。名詞になっている「割れ」を「割れたところ」と、動詞にして伝える。

7 あいまいな表現は避ける

8 二重否定の表現は避ける

- ▶ 「飲めないことはない」といった表現のこと。

9 文末表現はなるべく統一する

- ▶ 指示や注意喚起、可能なことなどを確実に伝えるため。

●「～です。」「～ます。」にする。「～した？」ではなく「～しましたか？」

10 ことばのまとまりを認識しやすいよう短いポーズを多く用いる

11 使用する漢字や漢字の使用量に注意する

- ▶ 一文あたり3～4字が目安。また、全ての漢字にルビを振る。

12 ローマ字は使わないようにする

出典:『増補版「やさしい日本語」作成のためのガイドライン』(佐藤和之編、弘前大学社会言語学研究室作成)
(点線枠内は編者追加)

COLUMN

やさしい日本語

1995年の阪神・淡路大震災では、多くの在日外国人の方々も被災しましたが、自治体などが発信する様々な情報を理解することができず、避難場所の提供や援護物資の支給が受けられないという事態が生じました。こうした状況を改善するため、弘前大学社会言語学研究室が研究・考案しました。現在では医療現場のほか、観光で来日する外国人などに対応するため、各地の医師会や自治体が様々なツールを公表しています。

2 母国の安全衛生水準

外国人労働者の母国は、「新興国」「開発途上国」と呼ばれる国や地域が多くを占めます。これらの国々では、日本とは産業構造に相違があり、技術的な水準にも大きな格差があります。労働安全衛生については、関係法令が未整備であったり、監督官制度も十分機能していないところも多く、災害統計も実態を反映したものとなっていないことも稀ではありません。

日本では、法体系の整備も進んでおり、労働者の安全や健康に大きな影響を及ぼす災害が発生した場合、関係法令の改正や通達などによる行政指導等により同種災害の再発防止に取り組んでいるほか、各企業が自主的に法令や通達の水準を上回る防止対策に取り組んでいる例も多くみられます。

このため、日本人の労働者が当然と思っている安全衛生対策に対して、外国人労働者は母国での対策が常識だと思っています。「自分の当然」は、相手にとっては当然ではないと意識することが重要で、そのことを双方が理解し合うことが必要です。そのうえで、日本の法令に従った安全衛生教育を徹底させることにより、災害防止に必要な知識や経験を身に付け、母国との差異をしっかりと認識させることが非常に重要になります。母国における常識を黙認し、そのまま実行した場合、日本の法令に違反するのみでなく、周りの労働者も巻き込む重大な災害を惹起する原因ともなります。

CHECK!

母国の安全衛生水準に関する情報提供サイト

母国における安全衛生水準については、外国人労働者本人から聞き取りをするなどの方法によるほか、独立行政法人国際協力機構（略称：JICA）のホームページで、母国に対してどのような政府開発援助（ODA）が行われているか、あるいは外務省の海外安全情報や日本大使館のホームページなどで母国の様々な情報を得ることができます。

3 文化・宗教等への配慮

文化・宗教の多くは、子供のころから身に着いた習慣で、簡単に変えられるものではありませんし、また変えることを強要できるものでもありません。「郷に入っては郷に従え」という言葉もありますが、必ずしもそうではない場合があることを前提にすべきです。

外国人労働者の国籍と宗教は必ずしも一致するわけではないことにも、留意することが必要です。イスラム教を例にとると、イスラム教徒の人口はキリスト教徒に次いで多く、世界的には一般的な宗教です。また、イスラム教国の国籍でなくても、イスラム教徒の方はいますし、逆にイスラム教国とされる国であってもイスラム教徒でない方もいます。イスラム教だけでなく、ヒンドゥー教や海外の仏教でも、食事制限などに違いがあります。戒律をどこまで守るかには地域や個人で差があるようですが、職域においては健康診断や治療を要する場合などで注意する必要があります。

日本になじんでもらうために外国人労働者を地域のお祭りなどに参加させたりする話をよく聞きますが、日本の文化・労働習慣・言語を教えるだけでなく、日本人労働者も、外国人の文化・生活習慣に関心を持って、積極的に知ろうとする職場の雰囲気を作ることが、コミュニケーションの円滑化・信頼関係の構築につながることを肝に銘ずべきでしょう。

安全衛生関係法令に関する事項

1 労働安全衛生法の概要

外国人労働者の安全衛生管理について説明する前に、日本の労働安全衛生法について、業種や業務に共通した、事業者としてまず理解していただきたい基本的な事項の概要とその留意点をまとめます。

法……労働安全衛生法 則……労働安全衛生規則

項目	法令条文	内容
1 労働安全衛生法とは（目的）	法第1条	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害の防止、すなわち職場における労働者^{*1}の安全と健康を確保する さらに、一歩進めて快適な職場環境の形成を促進する このため、事業者^{*2}は事業場^{*3}における危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進等の総合的計画的な対策を推進する
2 労働災害とは	法第2条	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害とは、労働者の作業環境、作業行動その他業務に起因して、負傷し、疾病にかかり、または死亡することをいう 業務上と認められた長時間労働等による脳・心臓疾患やうつ病、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等による精神障害も含まれる
3 労働安全衛生法で定める基準	法第3条	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法で定める労働災害防止の基準は、最低基準である <p>注 多くの事業場では、法を超えた基準・マニュアルを作成しています。</p>
4 事業者の責務	法第3条	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保する責務がある <div style="text-align: center;"> <p>労働災害防止の責任</p> <p>↓</p> <p>事業者</p> </div>
5 事業者の国の施策への協力	法第3条	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにする
6 事業場における自主的活動の促進	則第24条の2	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、労働者と協力して継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進して単に労働災害の防止にとどまらず、事業場における安全衛生水準の向上を図り、労働者の健康を増進し、快適な職場環境を形成する必要がある <div style="text-align: center;"> <p>この取組みを推進する仕組みとして</p> <p>↓</p> <p>労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)の構築</p> </div> <p>関係告示 ◆労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平11.4.30労働省告示第53号/改正：令元.7.1厚生労働省告示第54号）</p>

※1 労働者 ▶ 職業の種類を問わず、事業または事務所に使用される者で、正規従業員はもとより、日雇い労働者、パート、アルバイトの名称のいかんにかかわらず賃金を支払われるものをいいます。

※2 事業者 ▶ 事業経営の義務主体をいい、法人企業であれば法人そのもの（法人代表者ではない）、個人企業であれば個人経営者をいいます。

※3 事業場 ▶ 労働安全衛生法は、「企業」ではなく「事業場」を単位として適用され、原則として、同じ場所にある職場が1つの事業場として扱われます。

項 目		法令条文	内 容
7	事業者が行うべき調査等 (いわゆる「リスクアセスメント」)	法第28条の2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働安全衛生マネジメントシステムの中核をなすもの ■ 事業者は、事業場内における危険・有害要因、すなわち建設物、設備、原材料、作業等の危険性または有害性等を調査（リスクアセスメント）し、その結果に基づき必要な措置をとる
8	労働者の遵守義務及び協力	法第4条	<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない
9	罰 則 (刑事的責任)	法第115条の3～123条	<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働安全衛生法に基づく事業者の労働災害防止措置義務に違反した場合 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 罰則（懲役または罰金）の対象となる ■ 上記の労働災害防止措置義務の違反により、死傷者を発生させた場合 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 業務上過失致死傷罪（刑法第211条）
10	労働者死傷病報告	法第100条 則第97条	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者は、労働者が労働災害その他就業中または事業場内もしくはその附属建設物内での負傷等により死亡または休業したときは、遅滞なく、所定の様式による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない ■ 労働者死傷病報告は、提出条件に合致した場合は、必ず提出する必要がある ■ 業務上外の判断は、労働基準監督署長が行うものである ■ 労働者死傷病報告の様式は平成31年1月8日から改正され、国籍・地域、在留資格欄が追加された

2 安全衛生管理体制

労働安全衛生法では、労働災害の防止を推進するため、事業場の業種や規模に合わせ安全衛生管理体制を構築することを定めています（安衛法第10条～第19条の3）。特に中小規模事業場にあつては、安全衛生推進者または衛生推進者を選任し、その職務を行わせることが重要です。

また、労働災害が増加している小売業、社会福祉施設など現行労働安全衛生法において安全管理者または安全衛生推進者の選任義務のない業種については、ガイドライン（平26.3.28 基発0328第6号）に基づく安全推進者の配置が望まれます。

1 一般事業場における体制

事業場における安全衛生管理体制を構成する者の選任は、業種及び事業場の規模により異なるが、常時使用する労働者数が「50人以上」と「50人未満」により大きな違いがある。
 なお、建設現場の事務所も事業場と認められる場合には、適用がある。

労働者数 50 人以上の事業場	労働者数 10 人以上 50 人未満の事業場
① 総括安全衛生管理者（一定の場合） ② 安全管理者 ③ 衛生管理者 ④ 産業医 ⑤ 安全委員会・衛生委員会または安全衛生委員会の設置 ＊①総括安全衛生管理者、②安全管理者の選任、⑤安全委員会の設置が必要な事業場は、事業場の業種と規模（常時使用する労働者数）によって異なります。	① 安全衛生推進者 ② 衛生推進者 ③ 労働者からの安全または衛生に関する事項に係る意見を聴取する機会の措置 健康管理については、「地域産業保健センター」を活用する

2 建設現場における体制

特定元方事業者として、混在作業における労働災害防止措置の責任を果たす。

統括安全衛生責任者の選任	仕事及び労働者数	安全衛生管理体制
あり	① ずい道等建設、都市部橋梁建設、圧気工法による工事の仕事 ➡ 常時労働者 30 人以上 ② 上記以外の仕事 ➡ 常時労働者 50 人以上	[特定元方事業者] ① 統括安全衛生責任者 ② 元方安全衛生管理者 [関係請負人] 安全衛生責任者
なし	[店社安全衛生管理者の選任] ① ずい道等建設、都市部橋梁建設、圧気工法による工事の仕事 ➡ 常時労働者 20 人以上 30 人未満 ② 主要構造部分が S 造、SRC 造の建築物の建設工事 ➡ 常時労働者 20 人以上 50 人未満	[特定元方事業者] ① 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者に準じた者の選任 ② 店社安全衛生管理者 [関係請負人] 安全衛生責任者に準じた者の選任

4-1

安全衛生管理のポイント

リスクアセスメントの実施

リスクアセスメントとは

生産工程が多様化し、複雑化するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入される等により、労働災害の原因も多様化し、その把握も難しくなっています。このため、労働安全衛生関係法令に規定されている最低基準としての危害防止基準を遵守するだけでなく、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等に起因する、あるいは作業行動その他業務に起因する危険性・有害性等を事前に調査し、その結果に基づいて労働者の危険または健康障害を防止するために必要な措置を講ずること（「リスクアセスメント」といいます。）が事業者の努力義務とされました（安衛法第 28 条の 2）。

ただし、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質[※]については、平成 28 年 6 月に施行された改正労働安全衛生関係法令により、リスクアセスメントの実施が事業者の義務とされていますので特に注意が必要です（安衛法第 57 条の 3、安衛則第 34 条の 2 の 7、同第 34 条の 2 の 8）。

※ 安全データシートの交付が義務付けられている 673 物質（平成 30 年 7 月 1 日現在）

参考 リスクアセスメントに関する指針

基本指針 危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平 18. 3.10 指針公示第 1 号）

詳細指針 ◆ 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針
（平 27. 9.18 指針公示第 3 号）

◆ 機械の包括的な安全基準に関する指針（平 19. 7.31 基発第 0731001 号）

リスクアセスメント実施の基本事項

実施体制

- ① 事業場のトップが調査等の実施を統括管理
- ② 安全管理者、衛生管理者等が調査の実施を管理
- ③ 安全衛生委員会等を活用し労働者も参画
- ④ 危険性・有害性の特定、リスクの見積もり、低減措置の検討等は、作業の内容を詳しく把握している職長等が実施
- ⑤ 機械設備等の専門知識を有する者の参画

実施時期

- ① 建設物の設置・移転・変更・解体時
- ② 設備の新規採用・変更時
- ③ 原材料の新規採用・変更時
- ④ 作業方法・作業手順の新規採用・変更時
- ⑤ リスクの変化が生じ、生ずるおそれのある時

調査の実施対象

過去に労働災害が発生した作業、ヒヤリ・ハット事例があった作業、日常労働者が不安を感じている作業など

参考 厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に、小規模事業場を対象として建設業、製造業、サービス業、運輸業（30 種類）の作業・業種別に、また、化学物質のリスクアセスメントについて「リスクアセスメントの実施支援システム」が開発されています。
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)

STEP 1 情報を収集する

各種情報（作業標準、作業手順書、仕様書、安全データシート、機械設備等のレイアウト、作業環境測定結果、混在作業による危険性、災害事例等）を定常作業、非常作業を問わず収集する。

STEP 2 危険性・有害性を特定する

収集した情報に基づき、危険性・有害性を特定するために必要な単位で作業を洗い出し、分類して、危険性・有害性を特定する。この際、労働者の疲労などの付加的影響も考慮する。

STEP 3 リスクを見積もる

リスクを低減させる優先度を決定するため、発生するおそれのある「負傷または疾病の重篤度」とそれらの「発生の可能性の度合い」をそれぞれ考慮して、リスクを見積もる。

代表的な見積もりの方法としては、①マトリクスを用いる方法、②数値化による方法、③リスクグラフによる方法などがあります。

STEP 4 リスクを低減させる措置を検討し、実施する

次の優先順位でリスクを低減させる措置の内容を検討し、対策を講じる。

- ① 危険性・有害性そのものを除去、低減する
- ② インターロック、局所排気装置の設置等工学的な対策を講じる
- ③ マニュアルの整備等管理的な対策を講じる
- ④ 個人用保護具を使用する

STEP 5 記録する

- ① 洗い出した作業
- ② 特定した危険性・有害性
- ③ 見積もったリスク
- ④ リスクを低減させる措置の優先度
- ⑤ リスクを低減させる措置の内容

ポイント!

リスクアセスメントの実施に当たっては、外国人労働者が対象となる設備・装置の機構や操作方法等について知識や経験を有していないことが多く、作業標準などの技術資料についても日本語が未習熟であって理解が困難な場合が多いことを踏まえ、当該外国人労働者の知識・技量等を十分把握している職長等直属の上司・指導者が調査に参画し、その技量等を踏まえたリスクの洗い出し、見積もりをすることが求められます。

リスクの低減措置として「マニュアルの整備等管理的な対策」が含まれる場合には、外国人労働者が日本語で記載されたマニュアル等を十分理解できるよう、当該外国人労働者の日本語能力に合わせた文章とし、安全衛生教育に当たってもその成果が得られるよう整備するなどの配慮が必要です。

4-2 安全衛生管理のポイント

安全衛生教育

1 労働安全衛生法で定める安全衛生教育等

労働災害の多くは、「人」と「物」との接触によって生じます。したがって、労働災害を防止するためには、設備、機械等物的要因の本質的安全化を図ることにより、その要因を除去することが基本となりますが、同時に、作業に就く労働者に対し、業務に伴う危険性または有害性等に関する知識を付与し、これらの取扱方法に関する職場のルールを教えて技能の向上を図り、人的要因を除去することも非常に重要です。

労働安全衛生法では、下記の①～③の教育の実施が事業者に義務付けられています（安衛法第59条）。

安全衛生教育を実施しなければならない場合

- ① 労働者を雇い入れたとき → **雇入れ時教育**
- ② 労働者の作業内容を変更したとき → **作業内容変更時教育**
- ③ 危険・有害業務で厚生労働省令で定めるものに就かせるとき → **特別教育**

外国人労働者に対してこれらの教育を実施するに当たっては、日本語に習熟しておらず、日本人向けに編纂された取扱説明書やマニュアル等の教材をそのまま使用しても理解することが困難なこと、日本と母国とは技術水準の差や作業方法などの慣習の相違があることから、使用する設備・資材・工具に関する知識が浅く、教材や教育方法などに特段の配慮が必要です。また、外国人労働者は日本語を十分に理解できず、一方、教育を行う日本人は外国人労働者の母国語を話すことができない場合が多いことから、教育した内容が十分理解されているか判断が困難なことが多くあります。

そこで、このような事情を考慮して、次のような点に留意する必要があります。

外国人労働者に安全衛生教育を実施するときの留意点

1 事前の準備

事前の準備として、母国語に翻訳された教材・視聴覚教材など、リスクアセスメントの実施により整理した安全衛生教育の内容に適した教材を入手、整備等しておくことが必要です。

これらの教材としては、厚生労働省ホームページに掲載されている資料のほか、公益財団法人国際人材協力機構、外国人技能実習機構、中央労働災害防止協会等の資源を活用することも有効でしょう。

2 安全衛生教育の実施とフォローアップ

外国人労働者の日本語の理解度を把握し、視聴覚教材等を活用して、合図、標識、掲示及び表示等についても教育する必要があります。

3 通訳・教育の補助役等の活用

外国人労働者と同じ言語を話せる日本語の上手な労働者（当該外国人労働者と同じ国・地域出身の上司や先輩労働者など）に通訳や教育の補助役等を依頼して実施することは、教育の内容を確実に理解させるために望ましい方法です。

4 理解度の確認

安全衛生教育の理解度を、「理解度テスト」などをカリキュラムに織り込むなどの方法により、確認しながら、継続的に教育を繰り返すことが必要です。



外国人労働者を雇用する事業者の方にヒアリングをすると「最初の方は業務のことも日本語も大変熱心に勉強しますが、これが2人目3人目と増えていくに従って『わからないことは先輩に聞けばいいや』という思いが強くなって熱意が薄れていくように感じます」ということをよく聞きます。管理する上長としては面倒が省けてよいと思われるかもしれませんが、このような状況を放置しておく、社内のルールがいつの間にか変わってしまったり、管理が緩んで目が届かず、思わぬ事故につながる危険性が高くなります。リーダー格の外国人労働者に任せきりにするのではなく、周囲の日本人の方々も母国語の挨拶を教えてもらい、互いに母国語で挨拶を交わすなどして親近感の醸成に努め、社歴の浅い方とも積極的にコミュニケーションをとることなどにより、指揮系統の徹底と学習意欲の減退を防止する努力が必要です。

1 雇入れ時教育・作業内容変更時教育

労働安全衛生法では、労働者を雇入れ、または労働者の作業内容を変更したときは、遅滞なく、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のための必要な事項について、事業者自ら教育を行うことが義務付けられています（安衛法第59条第1項、第2項、安衛則第35条）。

講師の要件や教育の時間については、法令上の定めはありませんが、教育内容について十分な知識、経験を有する者が行うことは、法令の趣旨から当然求められるところです。教育の時間については、日本語に未習熟な外国人労働者を対象にする場合には、その内容を理解するために必要な時間を確保することが求められます。

教育すべき事項は次のとおりとされています。

雇入れ時・作業内容変更時の教育すべき事項

教育事項	
1	機械等、原材料等の危険性または有害性及びこれらの取扱方法に関すること
2	安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能及びこれらの取扱方法に関すること
3	作業手順に関すること
4	作業開始時の点検に関すること
5	当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
6	整理、整頓 ^{とん} 及び清潔の保持に関すること
7	事故時等における応急措置及び退避に関すること
8	上記に掲げるもののほか、当該業務に関する安全または衛生のために必要な事項

法令上、建設業、製造業等の業種に属する事業場では左表のすべての項目について教育を行う必要がありますが、事務労働を主体とするその他の業種にあっては1から4までの事項については省略してもよいとされています。

しかし、第三次産業においては、労働災害件数が増加していることから、職場環境に係るリスクアセスメント等を実施して得られた結果を反映させていくことが、労働災害の防止には欠くことができないものです。

外国人労働者の就労先事業場を業種別にみると、製造業のほか、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業などの第三次産業、建設業などが多く、これらの業種での労働災害も多数を占めていることから（▶3頁のグラフ3、6頁のグラフ9）、次の事項についても、該当する業務がある場合には、十分に理解させる必要があります。

従事する業務に応じて教育すべき事項	
	教育事項
1	転倒災害の防止のため、整理整頓等による安全な作業床の保持、危険箇所の表示、手すりや滑り止めの使用方法及び積雪時に滑りにくい履き物の選択や安全な歩行方法
2	高所作業に従事させる場合には、作業手順及びその意味、墜落制止用器具（安全帯）の適切な使用方法及び昇降設備の適切な使用方法
3	機械設備、車両系建設機械等によるはさまれ・巻き込まれ、激突、切れ・こすれ等のおそれのある作業に従事させる場合には、作業手順及びその意味、安全装置の適切な使用方法及び立入禁止等に係る掲示
4	化学物質を取り扱う作業に従事させる場合には、当該化学物質の危険性または有害性及びその取扱方法、呼吸用保護具や化学防護手袋等の保護具の適切な使用方法、局所排気装置等の換気装置の適切な使用方法
5	石綿を含む建築物等の解体等の作業に従事させる場合には、石綿の有害性及び当該含有品の取扱方法並びに呼吸用保護具等の適切な使用方法
6	東京電力福島第一原子力発電所構内や事故由来廃棄物等処分事業場で行われる放射線業務及び除染特別地域等で行われる除染等業務に従事させる場合には、電離放射線の生体に与える影響、被ばく線量の管理方法、設備や保護具の使用を含む機器の取扱方法、健康管理の必要性等
7	夏季期間における屋外作業等の暑熱環境における作業に従事させる場合には、熱中症の症状、こまめな塩・水分補給等予防方法や応急措置等の緊急時の対処等



災害事例 ダイカストマシンの金型に挟まれ死亡

④ 安全衛生管理のポイント

発生状況

本災害は、ダイカストマシンの運転中に外国人作業者が頭を挟まれ死亡したものである。災害の発生したA工業は、ダイカストマシンを用いてアルミ製の自動車部品を製造している事業場である。

被災者Sは、日本に入国した直後からA工業で働いており、被災時には約9か月を経過していたが、日本語、英語はほとんど理解できない状況で、ダイカストマシンの清掃、製品のバリ取りなどの補助作業に従事していた。なお、ダイカストマシンの運転そのものの作業には従事しておらず、また、運転方法についても特に教育を受けたことはない。

災害発生当日の朝、作業責任者のTがダイカストマシンの点検・調整を行った後、被災者Sを加えた2人でダイカストマシンを「自動運転」にして、自動車のラジエーター部品の製造を行っていた。

作業は、特にトラブルもなく進み、昼ごろになったため、交替で休憩をとることにし、まず被災者Sが休憩をとり、次に作業責任者Tが休憩に入った。そのため、この時間帯はこのダイカストマシンのところには被災者S一人しかいなかった。

午後2時ごろ、他の機械を担当している作業者がダイカストマシンの側を通ったとき、ダイカストマシンの金型に挟まれている被災者Sを発見した。直ちに救出したが、即死の状態であった。作業責任者Tは、まだ休憩中であった。

	<p>金型に挟まれた被災者Sが発見されたとき、ダイカストマシンは「自動運転」の状態のままであったが、このダイカストマシンは、「手動運転」や「停止」の状態から「自動運転」にするためには一定の作業手順が必要であることから、「停止」などの状態から急にスイッチが入ったのではなく、「自動運転」のまま被災者Sが何らかの理由により移動金型と固定金型の間に体を入れたところ、両金型の間に挟まれたのではないかとみられる。</p>
<p>原因</p>	<p>1 ダイカストマシンの金型部分がカバーなどで覆われておらず、また、自動運転中に作業者が近寄れないような措置も講じられていなかったため、自動運転中に作業者が体を入れられる状態になっていたこと。</p> <p>なお、「手動運転」は2つのスイッチを両手で同時に押し続けている間だけ機械が動くしくみであるため、機械の作動中に金型部分に操作者の体が入ることはない。</p> <p>2 作業者に対し、ダイカストマシンの危険性や異常時の措置について十分な教育が行われていなかったこと。</p>
<p>対策</p>	<p>1 作業者に対し、雇入れ時の教育や作業変更時の教育を行う場合には、従事する作業の手順を教えるだけでなく、作業に関係する機械や原材料などの危険性・有害性について十分に教育を行う必要がある。特に、何らかの異常が発生した場合に、自ら処理してよいのか、責任者を呼んで処理してもらったべきかを含め、どのように対処すべきかを、よく教育しておく必要がある。</p> <p>2 外国人を雇用する場合としては、日系人を雇用する場合、就学生のアルバイト、技能実習制度に基づくものなどがあるが、どのような場合であっても、外国人作業者に配慮した以下のような措置が必要である。</p> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全衛生教育の実施に当たって、外国人作業者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、機械設備、安全装置、保護具の使用方法などについては、確実に理解されるようにすること。 ② 労働災害防止のための指示などを理解できるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図などを習得させるようにすること。 ③ 労働災害防止に関する標識、掲示などについて、図を用いたり、外国語で併記するなど外国人作業者がその内容を理解できる方法により行うこと。 </div>

資料出所：職場のあんぜんサイト「労働災害事例」から抜粋

2 特別教育

労働安全衛生法では、危険または有害な業務で、一定のものに労働者を就かせるときは、事業者の責任で「特別の安全衛生教育」（特別教育）を実施することを義務付けています（安衛法第59条第3項）。特別教育を行う必要のある業務[※]は、労働安全衛生規則に規定されており、その各々の業務について、教育する科目、範囲、時間、実技教育の有無など、その詳細が省令、告示などで定められています。定められた要件を満たしていない場合には「未実施」とみなされますので注意が必要です。

特別教育の科目ごとの時間は告示で示されていますが、この時間は履修に必要な最小限の時間であり、外国人労働者の場合、日本語に習熟していないことなどから、教育の内容を理解するために必要な時間を確保する必要があります。

※特別教育を行う必要のある業務は、巻末の特別教育対象業務の一覧表（▶ 48頁）をご参照ください。

講師に関する要件は定められていませんが、雇入れ時教育、作業内容変更時教育同様、教育内容について十分な知識、経験を有する者が行うことは、法令の趣旨から当然求められるところです。また、日本語の理解力に応じて、母国語による教材、補助教材を使用することや、通訳者による同時通訳を実施することも考慮する必要があります。

CHECK! 外部機関への特別教育の委託

都道府県労働局長が認める登録教習機関などでも、外国人労働者に対し、事業者が代わって特別教育を行っているところもありますので、そうした機関に委託する方法もあります。外国人労働者に対して特別教育を行っている機関は、公益財団法人国際人材協力機構ホームページ (<https://www.jitco.or.jp/>) で案内されています(トップページ→<JITCOの支援サービス>→<実習生保護支援・在留支援>)。なお、機関によって対応言語や対象業務に制限がありますので、該当機関に確認してから受講の手続きをとる必要があります。



災害事例

アーク溶接作業中に破損した溶接棒ホルダーに触れ感電

<p>発生状況</p>	<p>この災害は、鉛精錬工場において、ベルトコンベアを設置する架台のアーク溶接作業中に感電したものである。</p> <p>この工場では、廃棄した自動車用バッテリーの電極から純度の高い鉛を再生産しているが、鉛灰等を運ぶベルトコンベアを新設することになった。作業は現場に搬入したベルトコンベアを天井クレーンでつり上げて、一端をコンクリートブロックの壁に寄せ、他端をフォークリフトで支えて傾斜角度をきめた後、架台用のアングルを壁にアーク溶接で仮溶接し、次いで本溶接するものであった。</p> <p>災害発生当日、工場長 A と B、C の 3 名で作業を行っていたが、途中で工場長 A と B が現場を離れたので、一人残った外国人労働者 C が被災者 D (外国人労働者) を呼んできて、手伝いをさせながらアルミ製のはしごに登り作業を継続していた。</p> <p>しかし、C は途中でアングル材料が無くなったので、当日の作業は終わりとし、はしご付近に溶接棒ホルダーを置いたまま、はしごに背を向けてハンマー等の片付けを始めた。しばらくして振り返ると、D がはしごの上で溶接棒ホルダーを持ったまま動けない状態であるので、感電と直感し、溶接ケーブルを電源から抜いたが、D ははしごから転落し、まもなく死亡した。</p>
<p>原因</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 溶接棒ホルダーは、上部の絶縁部が破損して充電部が露出し、また、ホルダーのハンドルが抜けないようにハンドルとレバーのスプリングに針金が巻き付けられていたこと。 →溶接棒ホルダーを持ってはしごに登った被災者が、ホルダーの露出充電部－手－心臓－はしごの経路で感電した。 2 溶接機に自動電撃防止装置が取り付けられていなかったこと。 3 作業の指示が明確に行われていなかったこと。 工場長らは、言葉の問題もあったが現場を離れるときに不在の時の作業について明確な指示を行っていなかった。 →このため、作業員 C は被災者 D に相談もしないで後片付けを始め、D は同僚の作業を見ていて仮付けしたアングルを本溶接しようと独断で考えて実施したものである。 4 アーク溶接作業に従事する者に対して特別教育を実施していなかったこと。 →被災者及び他の外国人労働者にも、アーク溶接作業に従事させる前に特別教育を実施していなかった。

対 策

1 その日の作業開始前に溶接棒ホルダーを点検整備すること。

溶接棒ホルダーの絶縁部分を点検し、劣化や欠落しているような場合には、補修するなど安全を確認したうえで作業を行わせることが必要である。

2 狭い場所、鉄骨の上等感電の危険がある場所でアーク溶接作業を行う場合には、溶接機に自動電撃防止装置を取り付けること。

3 作業指示を明確に伝達すること。

外国人労働者で言葉が通じない場合であっても、行うべき作業の範囲・内容、禁止作業等について身振り手振り等の方法によつて的確に伝達することが必要である。

4 アーク溶接作業等危険な業務に従事する者に対しては、特別の教育を実施すること。

危険な業務に従事する者に対しては法令で特別の教育を実施することになっているので、作業を命ずる前に必ず教育することが必要である。

資料出所：職場のあんぜんサイト「労働災害事例」から抜粋

3 危険または有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育

労働安全衛生法第60条の2では、事業者は、その事業場における安全衛生水準の向上を図るため、危険または有害な業務に現に就いている者に対し、最新の労働災害の動向、技術革新の進展等による機械の導入や作業態様の変化等に対応できる知識等を付与するための教育を行うよう努めなければならないとしています。

具体的な対象業務や科目、範囲、時間などは「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」(平成5.22 安全衛生教育指針公示第1号)に示されていますが、対象業務には次頁のものが含まれていますので、該当業務に外国人労働者が就いている場合には、指針に沿った教育を行うよう努める必要があります。

CHECK! 外国人労働者に対する安全衛生教育の留意点

特別教育などについては、厚生労働省告示により履修する科目、範囲、時間などが定められていますが、通訳を介して教育を実施する場合、受講者にわかりやすく翻訳することから単純に2倍で済むことはありませんので、理解に必要な時間を十分確保する必要があります。

また、一般の通訳では専門用語に関する知識が乏しく、まったく異なる意味に翻訳される場合があるので注意しましょう。「高所作業車」が「空飛ぶ車」と訳された例もありました。

厚生労働省のホームページでは、技能講習補助教材として「実務用語集」(ベトナム語等5か国語)を掲載しています。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html)

危険有害業務従事者の安全衛生教育の種類

	安全衛生教育の種類
I 就業制限業務従事者関係	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ガス溶接業務（安衛令第 20 条第 10 号の業務）従事者安全衛生教育 ◆ 最大荷重 1 トン以上のフォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 ◆ 機体重量が 3 トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育 ◆ 機体重量が 3 トン以上の車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育 ◆ つり上げ荷重が 1 トン以上の玉掛業務従事者安全衛生教育
II 特別教育業務従事者関係	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 最大荷重 1 トン未満のフォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 ◆ 機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育 ◆ 車両系建設機械（締固め用）のローラー運転業務従事者安全衛生教育 ◆ チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育
III I または II に準ずる危険有害な業務従事者関係	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 有機溶剤業務従事者安全衛生教育 ◆ 特例緊急作業従事者安全衛生教育

2 通達による安全衛生教育

安全衛生教育の種類

安全衛生教育	関係通達
(1) 特別の教育に準じた教育	<ul style="list-style-type: none"> ① チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育（昭 58. 5.20 基発第 258 号） ② 有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育（昭 59. 6.29 基発第 337 号） ③ 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育（平 12. 2.16 基発第 66 号） ④ 建設業等において「携帯用丸のご盤」を使用する作業に従事する者に対する安全衛生教育（平 22. 7.14 基安発 0714 第 1 号） <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注 「携帯用丸のご盤」は、建設業のみならず広く使用されている便利な機械である一方、取扱いが簡単のため安易に使用され、多数の労働災害が発生しています。安全作業に必要な基本知識、正しい使用方法を理解させる必要があります。</p> </div>
(2) その他の通達による教育	<ul style="list-style-type: none"> ① 熱中症予防のための労働衛生教育（平 21. 6.19 基発 0619001 号「職場における熱中症の予防について」の記の第 2 の 4 に基づくもの） ② 職場における腰痛予防のための労働衛生教育（平 25. 6.18 基発 0618 第 1 号「職場における腰痛予防対策指針」の 5 の (1) に基づくもの）
(3) 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育	建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針（平 15. 3.25 基安発 0325001 号）

参考

外国人教育教材 ▶ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

「職場のあんぜんサイト」の視聴覚教材 ▶ <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokyozai2.html>

4-3

安全衛生管理のポイント

労働安全衛生法に基づく就業制限

労働安全衛生法では、事業者に対して、クレーンの運転、潜水の業務など特に危険有害性が高く、大きな労働災害に結び付くおそれのある一定の業務^{*}については、都道府県労働局長の免許を受けた者、技能講習を修了した者など資格を有する者でなければその業務に就かせてはならないと定めており、これを「就業制限」といいます（安衛法第61条第1項）。

さらに、当該業務に就くことができる者以外の者は、当該業務を行ってはならないと定めていますので、一人親方や個人事業主であっても、また一人作業であっても資格が必要となります（同条第2項）。

就業制限業務の中には、フォークリフト（最大荷重1トン以上）の運転の業務、つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転の業務、ガス溶接の業務など、外国人労働者にとっても身近な機材の運転などの業務が含まれており、こうした機材の運転などに就かせる予定がある場合には、あらかじめ資格を取得させておく必要があります。

※巻末の就業制限対象業務の一覧表（▶48頁）をご参照ください。

CHECK! 母国語に対応した技能講習を実施している機関

技能講習を実施している登録教習機関の中には、外国人労働者の母国語に対応する講習を行っているところもありますので、日本語に未習熟な者には、こうした機関を利用して資格を取得させましょう。

外国人労働者に対して母国語に対応した技能講習を行っている機関は、公益財団法人国際人材協力機構ホームページ（<https://www.jitco.or.jp/>）で案内されています（トップページ→〈JITCOの支援サービス〉→〈実習生保護支援・在留支援〉）。なお、機関によって対応言語や対象業務に制限がありますので、該当機関に確認してから受講の手続きをとる必要があります。

また、厚生労働省では、技能講習の受講を希望する外国人労働者の増加が見込まれることから、「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」（令2.3.31基発0330第43号）を発出し、日本語の理解力に配慮した技能講習が適切に実施されるよう指示していますので、受講を希望する登録教習機関に外国人労働者への対応の内容を問い合わせることも必要でしょう。

参考 技能講習補助教材 ▶ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html



労働安全衛生法上の名称と製品名

現場では各種機材を製品名で呼ぶことが多いですが、労働安全衛生法で規定する機材等の名称は、同じ機材等であっても異なることが多くありますので、製品名が労働安全衛生法上の規制の対象になっていないと思いをしないよう気をつけましょう。

【例】

	製品名等	労働安全衛生法の適用
1	バックホウ	ドラグ・ショベル [車両系建設機械]
2	ユンボ、油圧ショベル	パワー・ショベル（バケットが上向き）、ドラグ・ショベル（バケットが下向き） [車両系建設機械]
3	ユニック	車両積載形クレーン [移動式クレーン]
4	キャリアダンプ、クローラーダンプ	不整地運搬車 [車両系荷役運搬機械]



就業制限業務において誤って理解されていることが多い事項

就業制限業務に当たるか否か、就業が認められるために必要な資格等について、誤って理解されている場合があります。誤解されがちな業務等と就業制限の適用の判断等を、次のとおり例示します。

【例】

	業務等	適用の判断等
1	玉掛けの業務	つり具を用いて行う荷かけ及び[荷はずし]の業務
2	高所作業車の運転業務	「作業床の高さが10メートル以上」とは、高所作業車の能力である。10メートル未満の高さでの作業であっても、作業車の能力が作業床の高さ10メートル以上に伸ばせるものは、運転技能講習修了者による。
3	ショベルローダーとトラクターショベル	<ol style="list-style-type: none"> いずれも採石、土砂等をショベルですくい上げ、運搬する機械であるが、ショベルローダーは、二輪駆動で「車両系荷役運搬機械」に該当する。 トラクターショベルは、タイヤ式の場合、全四輪駆動であり、「車両系建設機械」に該当する。 運転技能講習の種類が異なる。
4	クレーン機能を備えた車両系建設機械（ドラグ・ショベル等にクレーン機能を備えたもの）	<ol style="list-style-type: none"> クレーン作業を行う場合、つり上げ荷重に応じた資格が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ア 5トン以上 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 移動式クレーン運転免許取得者 イ 1トン以上5トン未満 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ウ 0.5トン以上1トン未満 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 移動式クレーン特別教育修了者
		<ol style="list-style-type: none"> 1-2 玉掛けの業務 <ul style="list-style-type: none"> ア 1トン以上 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 玉掛け技能講習修了者 イ 0.5トン以上1トン未満 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 玉掛け業務特別教育修了者
		<ol style="list-style-type: none"> 2 車両系建設機械の用途で作業を行う場合は、その用途及び機体重量に応じて <ul style="list-style-type: none"> ア 車両系建設機械運転技能講習修了者（機体重量が3トン以上の場合） イ 車両系建設機械の運転業務に係る特別教育修了者（機体重量が3トン未満の場合）
		<ol style="list-style-type: none"> 3 当該機械の走行（道路交通法に規定する道路上を除く。）に係る業務を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 車両系建設機械または移動式クレーンの運転に係るいずれかの所定の資格を有する者が行う必要がある。



労働安全衛生法施行令別表第7に掲げられている「建設機械」の種別と就業制限

労働安全衛生法施行令別表第7に掲げられている「建設機械」(下表)のうち就業制限の対象となるのは、機体重量が3トン以上の**1** 整地・運搬・積み込み用機械、**2** 掘削用機械、**3** 基礎工事用機械、**6** 解体用機械で、それぞれ技能講習の種別が異なります。同じ建設機械であっても、区分の異なる技能講習を修了した場合には、運転業務に就くことができませんので注意が必要です。

【例】

1 整地・運搬・積み込み用機械	2 掘削用機械	3 基礎工事用機械
① ブル・ドーザー ② モーター・グレーダー ③ トラクター・ショベル ④ ずり積機 ⑤ スクレーパー ⑥ スクレープ・ドーザー 注：機体重量が3トン未満の場合は特別教育が必要	① パワー・ショベル ② ドラグ・ショベル ③ ドラグライン ④ クラムシェル ⑤ パケット掘削機 ⑥ トレンチャー 注：機体重量が3トン未満の場合は特別教育が必要	① くい打機 ② くい抜機 ③ アース・ドリル ④ リバース・サーキュレーション・ドリル ⑤ せん孔機（チュービングマシンを有するものに限る。） ⑥ アース・オーガー ⑦ ペーパー・ドレーン・マシン 注：機体重量が3トン未満の場合は特別教育が必要、機体重量によらず作業装置の操作の業務について特別教育が必要
4 締固め用機械	5 コンクリート打設用機械	6 解体用機械
① ローラー 注：特別教育が必要	① コンクリートポンプ車 注：作業装置の操作の業務について特別教育が必要	① ブレーカ ② 厚生労働省令で定める機械 ・鉄骨切断機 ・コンクリート圧砕機 ・解体用つかみ機 (安衛則第151条の175) 注：機体重量が3トン未満の場合は特別教育が必要



送検事例

フォークリフトの無資格運転と「労災かくし」を行ったことにより送検

捜査経過	<p>きのこの培養場において、必要な資格を有していない外国人技能実習生にフォークリフトを運転させたところ、この技能実習生が、柱とフォークリフトの間に右足を挟み、4日間休業する労働災害が発生した。</p> <p>事業主からは、技能実習生が転倒して負傷した旨の虚偽の報告が労働基準監督署に提出されていたが、技能実習生本人から労働基準監督署に相談があったことで、フォークリフトの無資格運転と「労災かくし」（虚偽報告）を行ったことが確認された。</p> <p>捜査の結果、事業主は、無資格運転の事実を隠したいという理由で労災かくしを行ったことが明らかとなった。</p>
被疑事実	<p>被疑者 ▶ 実習実施者（法人）及び事業主</p> <ol style="list-style-type: none">1 技能講習を修了していない技能実習生にフォークリフトの運転の業務を行わせたこと。 違反条文：労働安全衛生法第 61 条（就業制限）2 外国人技能実習生が、労働災害により休業し、休業日数が4日以上となったときに、遅滞なく、法定の報告書（労働者死傷病報告）を所轄労働基準監督署長に提出しなかったこと。 違反条文：労働安全衛生法第 100 条（報告）

1 健康診断の実施

企業の存続・発展のためには、労働者の健康の保持・増進は必須の要件です。健康診断は、その取組みの第一歩といえるでしょう。

1 雇入れ時の健康診断 安衛則第43条

常時使用する労働者を雇い入れるときは、次の項目について医師による健康診断を行わなければなりません。ただし、当該労働者が雇入れ3か月以内に受けた健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断項目に限り省略することができます。雇入れ時の健康診断では、検査項目の省略はできません。

雇入れ時の健康診断項目

検査項目		検査項目	
1	既往歴及び業務歴の調査	7	肝機能検査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	8	血中脂質検査
3	身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	9	血糖検査
4	胸部エックス線検査	10	尿検査
5	血圧の測定	11	心電図検査
6	貧血検査		



ワンポイント
アドバイス

厚生労働省健康局結核感染症課では、近年外国生まれの結核患者数が増加傾向にあり、ベトナム、中国、フィリピンなどの結核り患率の高い国々からの技能実習生の受け入れが多いことから、平成30年6月5日付けで外国人技能実習機構あてに、労働安全衛生法に基づく雇入れ時及び定期の健康診断の実施に当たっては結核のり患についても念頭に置いたうえで実施するよう、実習実施機関等に周知するよう要請をしました。

その後、入国後日本在留中に診断された結核患者数の多い国（フィリピン、ベトナム、中国、インドネシア、ネパール、ミャンマー）*の国籍を有し、「中長期在留者」として日本に入国・在留しようとする外国人に対して、入国前に結核にり患していないことを求める入国前結核スクリーニングが導入されました。スクリーニングは、令和2年7月1日以降に準備の整った対象国からの中長期在留予定の対象者について、その在留資格認定証明書交付申請、または在留資格認定証明書を必要としない場合には在外公館で審査を行う査証申請から順次実施されます。なお、スクリーニングは、日本国政府が指定した現地の健康診断医療機関で受診する方法によって行われますが、まだ調整段階ですので、雇入れ時の健康診断は非常に重要な意味を持つことに注意が必要です。

結核は感染症法に指定されており、診察した医師が直ちに保健所に報告する義務のある疾患です。この患者が労働者だった場合、会社にも保健所から調査が入る可能性があります。保健所の職員が調査をし、診断された労働者との接触状況に応じて、採血やレントゲンの検査を実施するなど、事業の運営に多大な影響を及ぼす場合があることに留意する必要があります。

*対象国は、今後追加される場合があります。

2 定期健康診断 安衛則第 44 条

常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期的に次の項目について医師による健康診断を実施しなければなりません。

定期健康診断項目

検 査 項 目		検 査 項 目	
1	既往歴及び業務歴の調査	7	肝機能検査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	8	血中脂質検査
3	身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	9	血糖検査
4	胸部エックス線検査及び喀痰 ^{かくたん} 検査	10	尿検査
5	血圧の測定	11	心電図検査
6	貧血検査		

ただし、3、4、6～9、11については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。

参考

「労働安全衛生規則第 44 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平 10.6.24 労働省告示第 88 号）参照

3 特定業務従事者の健康診断 安衛則第 45 条

特定業務（安衛則第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる業務。▶次頁の表参照）に常時従事する労働者に対しては、当該業務に配置替えの際及び6か月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同一の項目の健康診断を行わなければなりません。

ただし、検査項目の省略基準等については、次のようになっています。

- 胸部エックス線検査及び喀痰検査は1年以内ごとに1回の定期実施でよい。
- 前回の健康診断において、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査を受け、かつ、医師が必要でないと認めるときは、当該項目のみ省略できる。
- 聴力の検査は省略できないが、前回の健康診断でオーディオメーターを使用して検査を実施した場合は、医師が適当と認める方法に代えることができる。

※その他の省略基準は定期健康診断と同様です。

労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる業務

業 務	
イ	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
ロ	多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
ハ	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
ニ	土石、獣毛等のじんあいまは粉末を著しく飛散する場所における業務
ホ	異常気圧下における業務
ヘ	さく岩機、鋳打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
ト	重量物の取扱い等重激な業務
チ	ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
リ	坑内における業務
ヌ	深夜業を含む業務
ル	水銀、砒素、黄りん、 ^{ひょう} 弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ヲ	鉛、水銀、クロム、 ^ひ 砒素、黄りん、 ^{ふっ} 弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物 [*] のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務
ワ	病原体によって汚染のおそれが著しい業務
カ	その他厚生労働大臣が定める業務（未制定）

※ヲの「その他これらに準ずる有害物」として、「ホルムアルデヒド」がある。

4 給食従業員の検便 安衛則第 47 条

事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、その雇入れの際または当該業務への配置替えの際に、検便による健康診断（伝染病保菌者発見のための細菌学的検査）を行わなければなりません。

5 特殊健康診断

労働安全衛生法第 66 条第 2 項により、労働安全衛生法施行令第 22 条で定める特定の有害な業務に従事する労働者について、当該有害業務に起因する健康障害の状況を把握するため、特別の項目について健康診断を実施しなければなりません。

特殊健康診断の種類と対象業務等

特殊健康診断の種類	対象業務等	根拠条文
高気圧業務健康診断	高圧室内業務または潜水業務	高圧則第 38 条
電離放射線健康診断	エックス線、その他の電離放射線にさらされる業務	電離則第 56 条
除染等電離放射線健康診断	除染等業務	除染則第 20 条
鉛健康診断	鉛等を取り扱う業務	鉛則第 53 条
四アルキル鉛健康診断	四アルキル鉛の製造、混入、取扱いの業務	四アルキル則第 22 条

特殊健康診断の種類	対象業務等	根拠条文
有機溶剤等健康診断	屋内作業場等（第3種有機溶剤は、タンク等の内部に限る。）における有機溶剤業務	有機則第29条
特定化学物質健康診断	1. 安衛令第22条第1項第3号の業務（石綿等を取り扱い、または試験研究のため製造する業務を除く。） 2. 安衛令第22条第2項に掲げる物（石綿等を除く。）を過去に製造し、または取り扱っていたことのある労働者で現に使用しているもの	特化則第39条 同則別表第3、第4
石綿健康診断	1. 石綿等の取り扱い、または試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務 2. 過去に石綿等の製造、または取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているもの	石綿則第40条

有害業務に係る特殊健康診断の実施を定める労働安全衛生法第66条第2項の健康診断は、常時使用する労働者で、現に当該業務に従事しているもの（第2項前段の健康診断）のほか、常時従事させたことのある労働者で、現在、在職して他の業務に就いているものに対して実施する健康診断（第2項後段の健康診断）の2種類で構成されています。

有害業務に現に従事する者と過去に従事していた在職者に対する特殊健康診断

	有害業務に現に従事する労働者に対して実施する特殊健康診断 (安衛法第66条第2項前段)	有害業務に過去に従事していた労働者に対して実施する特殊健康診断 (安衛法第66条第2項後段)
対象者	常時使用する労働者で、現に当該業務に従事しているもの	常時従事させたことのある労働者で、現在、在職して他の業務に就いているもの
対象業務等	① 安衛令第22条第1項で定める有害業務 ② 業務の詳細は、個別の特別規則で規定 ③ 慢性中毒や健康障害の早期発見	① 安衛令第22条第2項で列挙されている有害な個別の物質に係る業務 ② がん等の晩発性の健康障害発生が懸念される物質に係る業務
特殊健康診断の実施	① 雇入れの際 ② 当該作業に配置替えの際 ③ その後も6か月以内ごとに1回、定期に実施 ④ 四アルキル鉛業務は、3か月以内ごとに1回、定期に実施	6か月以内ごとに1回、定期に実施
健康診断項目の詳細	高圧則第38条、有機則第29条、鉛則第53条、四アルキル則第22条、特化則第39条及び別表第3、電離則第56条、除染則第20条、石綿則第40条	特化則第39条及び別表第3 石綿則第40条
安衛則に基づく一般健康診断	特殊健康診断と併せて安衛則第45条に基づく、6か月以内ごとに1回、定期に受診する特定業務従事者の健康診断の実施	特殊健康診断と併せて安衛則第44条に基づく、1年以内ごとに1回、定期に受診する一般の定期健康診断の実施

注1 「第2項後段の健康診断」の対象である石綿、ベンジジン、ベリリウム、オルトトルイジン等の物質に係る業務従事者は、離職の際または離職の後に一定の要件に該当する場合には、「健康管理手帳制度」（安衛法第67条）に基づき国が実施する健康診断の対象者となります。

注2 特化則に基づく特殊健康診断項目は、特化則別表第3において、個々の物質ごとに規定されています。なお、特別有機溶剤と有機溶剤との含有率が重量の5%を超える場合には、有機則に定める特殊健康診断項目について健康診断が必要です。

注3 有機則では、特に特殊健康診断項目として、キシレン、トルエン等について代謝物の量の検査が義務付けられています（有機則第29条第3項、有機則別表）。

6 歯科医師による健康診断 安衛則第 48 条

事業者は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、^{ふっ}弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務に就いた後6か月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

7 じん肺健康診断 じん肺法第 3 条

じん肺は、古代ギリシャ時代から知られる職業病の代表です。じん肺法では、粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病と定義されており、粉じん作業から離れた後も進行し、一般に不可逆性のもので、結核、肺がんなどの合併症を発症することもあります。

じん肺健康診断は、じん肺にかかるおそれがあると一般的に認められる作業を類型化して、じん肺法施行規則別表に列挙されている「粉じん作業」に従事している、または従事していた労働者が対象となります。

じん肺法施行規則別表に列挙されている「粉じん作業」には、空間的広がりを持つ「～する場所における作業」と個別的な「～する作業」があるので、従事している作業がじん肺法施行規則別表のどの「粉じん作業」に該当するかを的確に判断する必要があります。

- 【例】
- ① ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業（別表第1号の2）
 - ② 金属をアーク溶接する作業（別表第20号の2）
* 金属アーク溶接作業者については、溶接棒に含有されるマンガンが「溶接ヒューム」として新たに特定化学物質障害予防規則（特化則）の適用となったことから、特化則に基づく健康診断も併せて実施する必要があります。

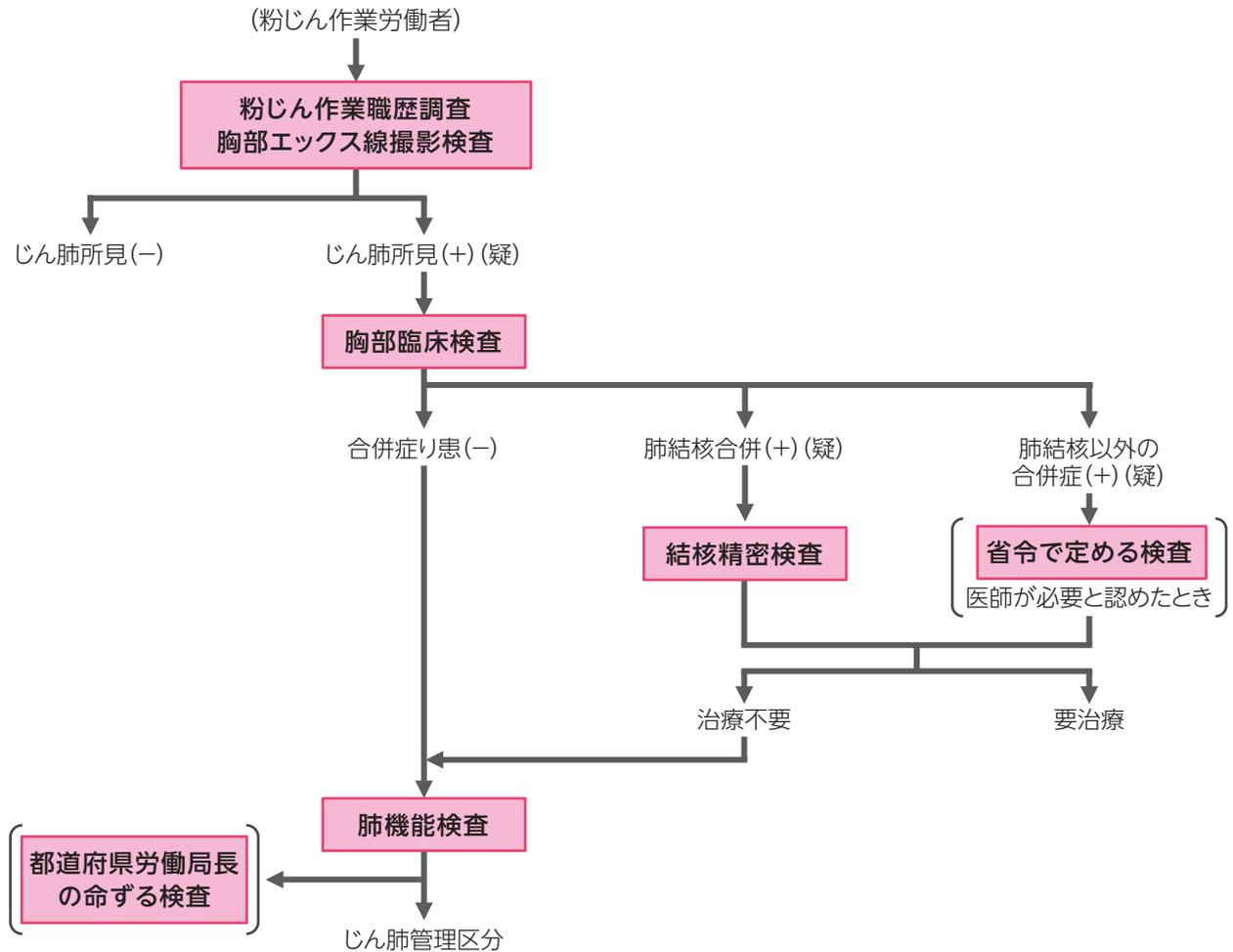
■ じん肺健康診断の概要

じん肺健康診断は次の項目について行うこととされています。

- ① 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。）による検査
- ② 厚生労働省令で定める方法による胸部に関する臨床検査及び肺機能検査
- ③ 厚生労働省令で定める方法による結核精密検査その他厚生労働省令で定める検査

じん肺健康診断の流れを図示すると次のようになります。

じん肺健康診断の流れ



■ じん肺管理区分

じん肺健康診断の結果、「所見がある」と診断された場合には、当該労働者のエックス線写真、じん肺健康診断結果証明書を添えて、遅滞なく、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に「じん肺管理区分」の決定申請を行う必要があります。

申請を受けた都道府県労働局長は、地方じん肺診査医の診断または審査により管理区分を決定し、その結果を「じん肺管理区分決定通知書」により申請した事業者へ通知します。また、事業者は、都道府県労働局長からの結果を、じん肺管理区分及び「健康管理上留意すべき事項」を記した「じん肺管理区分等通知書」により、遅滞なく、労働者に通知しなければなりません。

さらに、事業者は、労働者に対し、離職の際または離職の後に一定の要件に該当する場合には、国が実施する「健康管理手帳制度」（安衛法第67条）に基づき実施する健康診断の対象者となることを周知する必要があります。

事業者がじん肺健康管理区分に基づいて行う健康管理上留意すべき措置は、次のとおりです。

じん肺管理区分と健康管理上留意すべき措置

じん肺管理区分		健康管理上留意すべき措置
管理1（所見なし）		
管理2		事業者による就業場所の変更、粉じん作業従事時間の短縮等の粉じんばく露の低減措置
管理3	イ	① 事業者による就業場所の変更、粉じん作業従事時間の短縮等の粉じんばく露の低減措置 ② 都道府県労働局長が事業者に対して労働者の作業転換を勧奨
	ロ	① 事業者による作業転換の促進 ② 地方じん肺診査医の意見に基づく都道府県労働局長による作業転換の指示
① 管理4 ② 管理2または管理3に合併症		療養を要す

8 指導勧奨に基づく特殊健康診断

法令で定められた以外にも、健康障害を発症するおそれのある「重量物取扱作業、介護・看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業」、「振動工具の取扱業務」、「騒音作業」など29種類の有害業務については、特殊健康診断を実施することが勧奨されています。健康診断項目等の詳細については、それぞれ指針・通達で定められています。

COLUMN

急性障害と慢性障害

メタノールやノルマルヘキサンなどの有機溶剤やベンゼンなどの特定化学物質等は、主に呼吸器や皮膚から吸収され、大量にばく露した場合、急性障害として麻酔作用、視神経障害（メタノール）、末しょう神経障害（ノルマルヘキサン）など、多様な症状を示します。

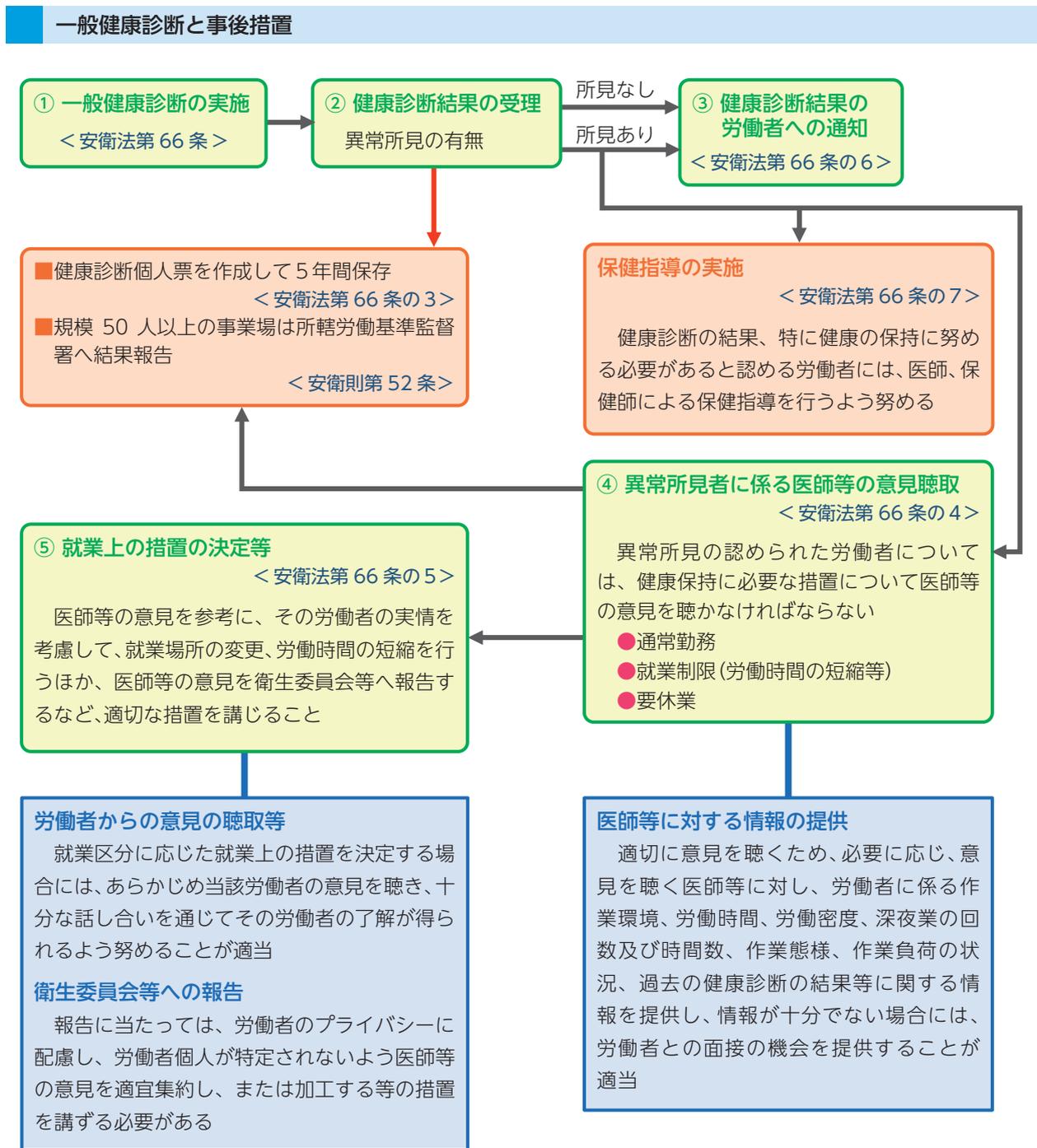
昭和33年にハップサンダル製造に従事していた内職者が、サンダルを接着するゴムのりにベンゼンが含まれているのを知らずに高濃度のベンゼン蒸気を毎日吸い続けた結果、再生不良性貧血といった骨髄障害（ベンゼン中毒）を発症し、社会問題となりました。

2 健康診断実施後の管理

健康診断は実施することが目的ではなく、実施した結果を踏まえ、必要な事後措置を講じて健康の保持・増進を図ることが重要です。このため、労働安全衛生法では、健康診断の結果について医師等から意見を聴取すること（安衛法第66条の4）、聴取した医師の意見を踏まえ、必要があると認めるときは、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更等の措置をとること（安衛法第66条の5）、健康診断の結果を労働者に通知すること（安衛法第66条の6）、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、保健指導を行うよう努めること（安衛法第66条の7）など、健康診断実施後の措置が規定されています。また、事後措置については、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平8.10.1 健康診断結

果措置指針公示第1号、改正：平29.4.14 同公示第9号) が示されています。

これら一般健康診断とその後の流れを図示すると以下のとおりとなります。



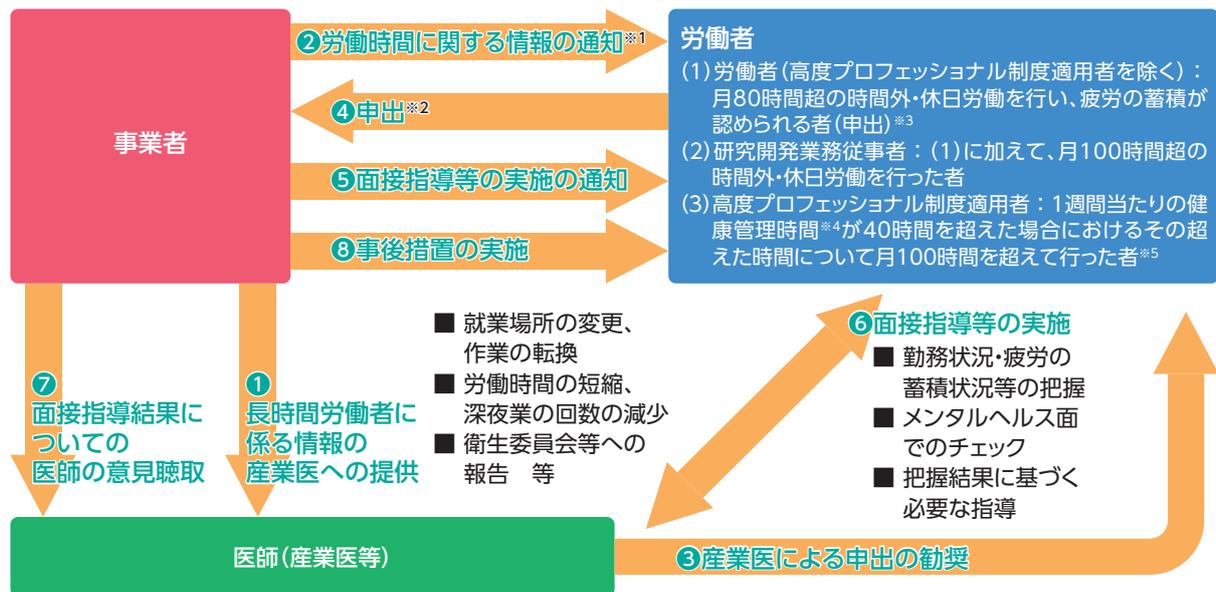
3 面接指導等及び心理的負担の程度を把握するための検査等

1 長時間労働者への面接指導制度

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、時間外・休日労働時間（休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間をいいます。以下同じ。）が1月当たり45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まるとの医学的知見が得られています。

過重労働による健康障害の防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが義務付けられています（安衛法第66条の8）。

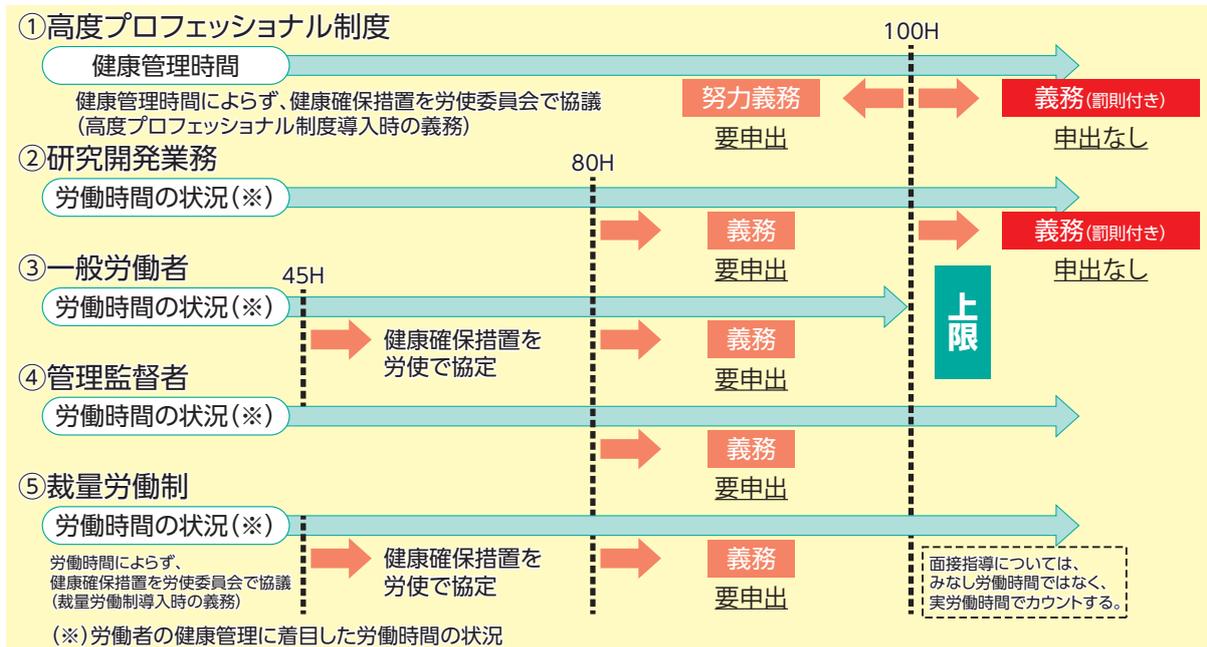
面接指導の流れ



- ※1 時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者が対象。
- ※2 月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者、高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申出がなくても対象。
- ※3 月80時間超の時間外・休日労働を行った者については、申出がない場合でも面接指導を実施するよう努める。月45時間超の時間外・休日労働で健康への配慮が必要と認められた者については、面接指導等の措置を講ずることが望ましい。
- ※4 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間（労使委員会が厚生労働省令で定める労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議に係る時間を除いた時間）と事業場外において労働した時間との合計の時間。
- ※5 1週間当たりの健康管理時間が、40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1月当たり100時間を超えない高度プロフェッショナル制度適用者であって、申出を行った者については、医師による面接指導を実施するよう努める。

資料出所：厚生労働省パンフレット「過重労働による健康障害を防ぐために」

各労働時間制度に係る医師の面接指導の要件



資料出所：厚生労働省パンフレット「過重労働による健康障害を防ぐために」

2 心理的な負担の程度を把握するための検査等（ストレスチェック制度）

仕事や職業生活に関して強い不安、悩みまたはストレスを感じている労働者が5割を超える状況にあり、事業場において、より積極的に心の健康の保持増進を図るため、厚生労働省は「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平 18. 3. 31 健康保持増進のための指針公示第3号。以下「メンタルヘルズ指針」といいます。）を公表し、事業場におけるメンタルヘルズケアの実施を促進してきたところです。

こうした背景を踏まえ、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」といいます。）及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容としたストレスチェック制度（安衛法第66条の10に係る事業場における一連の取組み全体を指します。）が新たに創設されました。

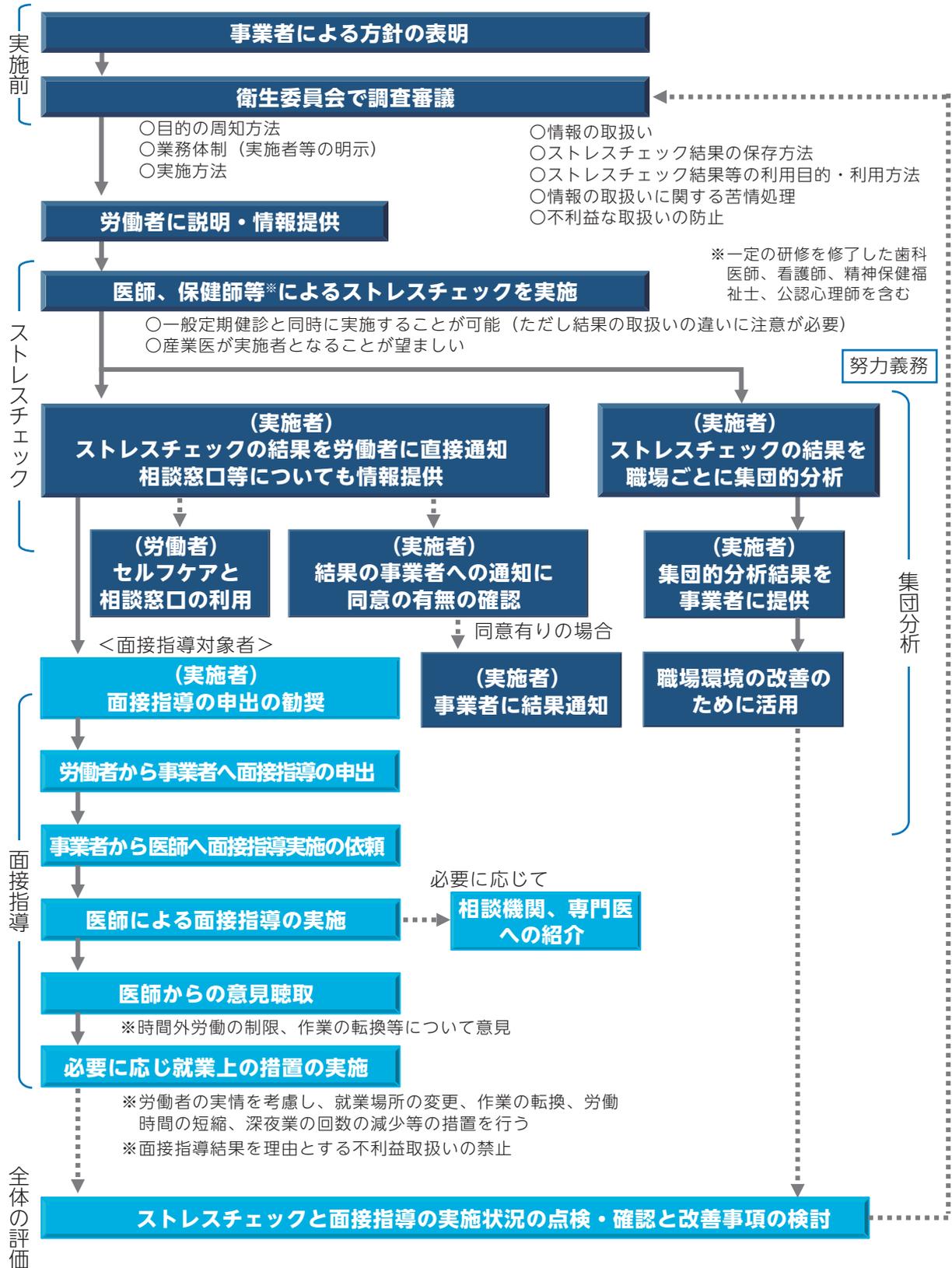
この制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタルヘルズ不調となることを未然に防止すること（一次予防）を主な目的としたものです。

外国人労働者には、業務による一般のストレスのほか、他国で働くことへの不安、家族や仲間と離れて生活することからくる心細さ、相談相手のいない孤独感など、特有の事情を抱えています。こうした事情を考慮し、制度の趣旨、質問の内容が理解できるよう特段の配慮をし、制度本来の趣旨に沿った運用を行うことが極めて重要だといえます。

常時50人以上の労働者を使用する事業場には、ストレスチェックの実施義務があります。

ストレスチェック制度の流れは次の図のとおりです。

ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ



資料出所：厚生労働省リーフレット「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（令和元年7月改訂版）

参考

ストレスチェックやその結果に基づく事後措置の実施に当たっての詳細については、下記の法令・指針をご覧ください。

- ◆ 安衛法第 66 条の 10、第 104 条及び第 105 条（安衛則第 52 条の 9 から第 52 条の 20 まで）
- ◆ 労働者の心の健康の保持増進のための指針（平 18.3.31 健康保持増進のための指針公示第 3 号）[メンタルヘルズ指針]
- ◆ 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平 27. 4. 15 心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第 1 号）[ストレスチェック指針]
- ◆ 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針（平 30. 9. 7 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第 1 号）

平易に解説したリーフレットとしては、厚生労働省の「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（令和元年 7 月改訂版）がありますので、併せてご参照ください。



ワンポイント
アドバイス

母国語で診察してくれる診療機関を知っていると、いざという時に心強いものです。日本政府観光局（JNTO）ウェブサイト（https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html）に、来日観光客用ですが、外国人患者を受け入れる医療機関の情報が掲載されており、地域、言語、診療科目を選択して該当する医療機関を検索することができます。最寄りの診療機関をあらかじめ調べ、調整しておくとうよいでしょう。また、診療機関が外国語に対応できない場合であっても、医療通訳者を手配して対応してくれるところもありますので、最寄りの診療機関に対応が可能か相談されることをお勧めします。

（東京都医師会のホームページ（<https://www.tokyo.med.or.jp/inbound>）でも各種情報を提供していますのでご参照ください。）



指導事例

定期監督において、時間外労働の削減や過重労働による健康障害防止対策の確立を指導

事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品製造業の事業場において、在籍している技能実習生全員（12 名）に対し、36 協定で定めた限度時間を超えて、月 100 時間を超える違法な時間外・休日労働（最長者は月 198 時間）を行わせていた。 ・ 事業場は 50 人以上の労働者を使用しているが、衛生委員会を開催していなかった。また、長時間労働を行った労働者に対して医師による面接指導を実施する体制が確立されていなかった。
指導内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 技能実習生に対して、違法な時間外労働を行わせていたため是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として時間外労働時間の削減を併せて指導した。 指導事項▶労働基準法第 32 条違反（労働時間）、時間外・休日労働の削減 2 衛生委員会を毎月 1 回、定期に開催していなかったため是正勧告した。また、長時間労働者に対する面接指導等の実施方法及び実施体制の検討を併せて指導した。 指導事項▶労働安全衛生法第 18 条違反（衛生委員会）、過重労働による健康障害防止対策の確立
指導の結果	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人員体制や作業工程を見直し、時間外・休日労働を月 45 時間以内に削減した。 ■ 衛生委員会を毎月 1 回、定期に開催することとした。また、時間外・休日労働が月 70 時間を超えた労働者から申出があった場合に面接指導を行うこととし、申出窓口を労働者に周知した。

4-5 安全衛生管理のポイント

4-5 作業管理

1 立入禁止措置

労働安全衛生法では、事業者に対し、車両系建設機械の稼働場所や有害物質が存在し、健康障害発生のおそれのある場所など危険性または有害性の高い特定の箇所、区域等について、「立入禁止」の措置を義務付けています。

通常の作業における立入禁止の措置の基本は、「人」と「物」との接触によるリスクを最小限にすることを目的としており、

- ① 労働者の立入禁止
- ② 関係労働者以外の労働者の立入禁止

に大別されます。

「労働者の立入禁止」は、車両系建設機械の作業箇所や移動式クレーンによりつり上げられた荷の下など、労働者がその場所に立ち上がった場合に、建設機械やクレーンなどとの接触やつり荷の落下などにより「労働者に危険が生ずるおそれのある」箇所等への労働者の立入りを禁止する措置で、その「危険が生ずるおそれ」を排除するためのものです。

一方、「関係労働者以外の労働者の立入禁止」は、たとえば、危険性は高いが、足場の組立て等の作業のように組み立てる「人」の介在が必要なものに対する措置で、作業に直接関与しない者に対する「危険が生ずるおそれ」を排除するためのものです。

立入禁止の措置に係る作業の多くには、その前段として「作業計画」を定めることが規定されています。作業計画の策定に当たっては、「立入禁止」の箇所等を的確に設定し、またその旨の表示等の措置を講じ、労働者に周知する必要があります。

外国人労働者の労働災害を型別でみた場合、「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く、全体の4分の1以上を占めている（▶7頁の表2参照）ことから、立入禁止措置の徹底が非常に重要となります。

主な立入禁止措置等の一覧

対象	措置を必要とする箇所	必要な措置	根拠条文
車両系荷役運搬機械等 (要作業計画)	運転中の荷役運搬機械等またはその荷に接触するおそれのある箇所	労働者の立入禁止	安衛則第151条の7 (第151条の3)
車両系荷役運搬機械等	そのフォーク、ショベル、アーム等またはこれらにより支持されている荷の下	労働者の立入禁止	安衛則第151条の9
車両系荷役運搬機械等 ・不整地運搬車 ・構内運搬車 ・貨物自動車	一の荷でその重量が100キログラム以上のものを不整地運搬車・構内運搬車・貨物自動車に積み卸しをする作業箇所	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則第151条の48 第151条の62 第151条の70
車両系建設機械 (要作業計画)	運転中の車両系建設機械に接触するおそれのある箇所	労働者の立入禁止	安衛則第158条 (第155条)

対 象	措置を必要とする箇所	必要な措置	根拠条文
車両系建設機械 ・主たる用途以外の使用 の制限	つり上げた荷との接触または荷の落下による危険のおそれのある箇所	労働者の立入禁止	安衛則第 164 条
車両系建設機械 ・コンクリートポンプ車	コンクリート等の吹き出しによる危険のおそれのある箇所	労働者の立入禁止	安衛則 第 171 条の 2
車両系建設機械 ・解体用機械	建築物の解体、鋼製橋梁の解体、コンクリート造の工作物の解体等物体の飛来等による危険のおそれのある箇所	運転者以外の労働者の立入禁止	安衛則 第 171 条の 6
くい打（抜）機または ボーリングマシン	巻上げ用ワイヤーロープの屈曲部の内側	労働者の立入禁止	安衛則第 187 条
ジャッキ式つり上げ機械 (要作業計画)	建設工事の作業における荷のつり上げ、つり下げ等の作業を行う区域内	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則 第 194 条の 6 (第 194 条の 5)
型枠支保工	型枠支保工の組立てまたは解体の作業を行う区域	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則第 245 条
土止め支保工	切りばり、腹起こしの取付けまたは取り外しの作業を行う箇所	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則第 372 条
ずい道等建設工事	1 浮石落し（こそく）が行われている箇所またはその下方で危険のおそれのある箇所 2 ずい道支保工の補強作業、補修作業が行われている箇所で、落盤、肌落ちの危険のおそれのある箇所	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則第 386 条
はい付け、はいくずしの作業	はいの崩壊、荷の落下による危険のおそれのある箇所	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則第 433 条
建築物等の鉄骨の組立て等 (要作業計画)	組立て、解体、変更の作業を行う区域内	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則 第 517 条の 3 (第 517 条の 2)
コンクリート造の工作物 (要作業計画)	解体、破壊の作業を行う区域内	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則 第 517 条の 15 (第 517 条の 14)
墜落による危険の防止	墜落の危険のおそれのある箇所	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則第 530 条
足 場	つり足場、張出し足場または高さ 2 メートル以上の構造の足場の組立て、解体または変更の作業を行う区域内	関係労働者以外の労働者の立入禁止	安衛則第 564 条
衛生上有害な作業	暑熱、寒冷な場所、酸欠・硫化水素危険場所、ガス・蒸気または粉じんを発生する有害な場所、有害物を取り扱う場所等	関係者以外の者の立入禁止	安衛則第 585 条

対 象	措置を必要とする箇所	必要な措置	根拠条文
クレーンのつり荷の下	ハッカーを用いて玉掛けをした荷及びつりクランプ1個による玉掛けされた荷がつり上げられているとき、磁力吸着のつり具または玉掛用具を用いて玉掛けした荷等特定のつり上げ方法によりつり上げられている荷の下	労働者の立入禁止	クレーン則第29条
移動式クレーン	上部旋回体と接触の危険のおそれのある箇所	労働者の立入禁止	クレーン則第74条
移動式クレーンのつり荷の下 (要作業計画)	ハッカーを用いて玉掛けをした荷及びつりクランプ1個による玉掛けされた荷がつり上げられているとき、磁力吸着のつり具または玉掛用具を用いて玉掛けした荷等特定のつり上げ方法によりつり上げられている荷の下	労働者の立入禁止	クレーン則第74条の2 (第66条の2)
建設用リフト	1 搬器の昇降によって危険のおそれのある箇所 2 巻上げ用ワイヤーロープの内角側でワイヤーロープがはね、シーブ、その取付具の飛来の危険のおそれのある箇所	労働者の立入禁止	クレーン則第187条第1項第1号 クレーン則第187条第1項第2号
ゴンドラ	作業箇所の下	関係労働者以外の労働者の立入禁止	ゴンドラ則第18条
廃棄物収集等業務	除去土壌または汚染廃棄物の保管場所	関係者以外の者の立入禁止	除染則第13条
酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険場所またはこれに隣接する場所	酸素欠乏危険作業従事労働者以外の労働者の立入禁止	酸素欠乏則第9条
酸素欠乏等のおそれが生じたとき	酸素欠乏等のおそれがないことを確認するまでの間	特に指名した者以外の者の立入禁止	酸素欠乏則第14条
圧気工法に係る措置	酸素欠乏の空気が漏出している箇所	立入禁止	酸素欠乏則第24条
石綿等を取り扱う業務 (要作業計画)	1 解体等対象建築物等に吹き付けられている石綿等の囲い込みの作業 2 解体等対象建築物等に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込めまたは囲い込みの作業	当該作業従事労働者以外の者の立入禁止	石綿則第7条第1項第1号 石綿則第7条第1項第2号 (第4条)
石綿等を取り扱う業務	石綿等を取り扱い、もしくは試験研究のため製造する作業場または石綿分析用試料等を製造する作業場	関係者以外の者の立入禁止	石綿則第15条
自動送材車式帯のご盤	送材車と歯との間	労働者の立入禁止	安衛則第128条



指導事例

移動式クレーンを用いた作業中、つり荷が足首に接触し骨折

事案の概要	工事現場において、移動式クレーンを用いて約1トンの鉄板をつり上げる際、あらかじめ、安全な作業方法や労働者の配置等を定めず、また、必要な資格を有していない技能実習生に玉掛け業務を行わせたところ、つり上げた鉄板が技能実習生の足首に接触し、骨折する災害が発生した。
指導内容	<p>1 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、あらかじめ、労働者の危険を防止するため、安全な作業方法や労働者の配置等を定めるよう是正勧告した。 指導事項▶労働安全衛生法第20条違反（安全基準）、クレーン等安全規則第66条の2違反（作業の方法等の決定等）</p> <p>2 技能講習を修了していない技能実習生に玉掛け業務を行わせていたため、是正勧告した。 指導事項▶労働安全衛生法第61条違反（就業制限）</p>
指導の結果	<p>■ 移動式クレーンを使用するに当たっては、あらかじめ安全な作業方法等を定めた作業計画を作成することとした。</p> <p>■ 作業計画により、資格の保有状況に応じて労働者を配置することとし、技能講習を修了していない労働者には玉掛け業務を行わせないこととした。</p>

2 安全標識

立入禁止箇所や頭上・足元などへの注意喚起、禁煙場所や休憩場所の案内などは、それぞれをイメージしやすいデザインと母国語表記を併せた標識を用いて周知することが有効です。

CHECK! 統一安全標識の活用

建設業労働災害防止協会では、ホームページに「統一安全標識」を公表しています（https://www.kensaibou.or.jp/safety_sign/index.html）。建設業以外においても活用できる標識が示されており、標識のデザインに関する考え方や規格など、その運用の手引きも示されていますので、これを参考にして職場の安全確保とルールの徹底を図りましょう。

3 作業主任者の職務

労働安全衛生法第14条では、事業者に対し、高圧室内作業その他労働安全衛生法施行令第6条に定める労働災害を防止するための管理を必要とする作業については、技能講習を修了した者等のうちから作業主任者を選任し、その者に当該業務に従事する労働者の指揮などを行わせることを義務付けています。

作業主任者の職務については、労働安全衛生規則や有機溶剤中毒予防規則などの各規則（省令）にその詳細が定められていますが、その基本は次のとおりです。

- ① 作業の方法の決定と作業の直接指揮
- ② 使用器具の点検と不良品の排除
- ③ 要求性能墜落制止用器具（安全帯）等の各規則で規定されている保護具の使用状況の監視

事業者は、作業主任者が事業場における安全衛生管理体制の一員、すなわち、現場における労働災害を防止する責任者であることを理解させ、職務を行わせる必要があります。また、作業に就く労働者に対しては、作業主任者の氏名、その者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示するなどにより周知し、作業主任者の指揮・指示は事業者を代理して行われるものとして、その指揮・指示に従うことを労働者に徹底させることが重要です。

4 防じんマスクの使用

労働安全衛生法第42条では、「危険又は健康障害を防止する目的で使用するもののうち、一定のものについては、厚生労働大臣が定める規格（構造規格）を具備していなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない」とする厳しい定めをしています。

防じんマスクについては、厚生労働大臣の登録を受けた「登録型式検定機関」による型式についての検定を受け、合格したものでなければ使用してはなりません（呼吸用保護具関係では、電動ファン付き呼吸用保護具、防毒マスクも同様）。

事業者は、防じんマスクを管理する「保護具着用管理責任者」を指名し、防じんマスクの適正な選択、着用及び取扱方法の指導並びに防じんマスクの適正な保守管理を行わせる必要があります。一方、労働者は、呼吸用保護具の使用を命じられたときは、当該呼吸用保護具を使用しなければなりません。

なお、粉じん障害防止規則に基づく粉じん作業の一部については、「電動ファン付き呼吸用保護具」等の防じんマスク以外の呼吸用保護具の使用が具体的に規定されていることに注意が必要です（粉じん則第27条第1項、第2項）。

5 特定化学物質に係る保護衣等

特定化学物質障害予防規則では、特定化学物質第1類物質、第2類物質及び第3類物質のガス、蒸気または粉じんによる障害の防止については、重度の慢性毒性を有する物質であることから、まず自動化や密閉化等の本質的ばく露防止対策などの施設上の措置によることとしていますが、作業の実態によりこうした措置のみではなお不十分な場合、臨時的作業の場合、異常事態発生の場合などもあるため、これらに対処するために呼吸用保護具、保護衣等の備え付けが義務付けられています。

特定化学物質で皮膚に障害を与え、もしくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを製造し、もしくは取り扱う作業またはこれらの周辺で行われる作業に従事する労働者に使用させるため、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに塗布剤を備え付けなければなりません（特化則第44条第1項）。

さらに、第1類物質のうちジクロロベンジジン及びその塩等の5物質及び第2類物質のうちアクリルアミド等の31物質を製造し、もしくは取り扱う作業またはこれらの周辺で行われる作業であって、皮膚に障害

を与え、または皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれがあるものに労働者を従事させるときは、保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させなければならないとされています（特化則第44条第2項）。

一方、労働者は、事業者からこれらの保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければなりません（特化則第44条第3項）。



災害事例 漏洩したアンモニアを吸引し被災

発生状況	<p>業 種：食料品製造業 被災状況：化学物質性気管支炎1名（休業） 原因物質：アンモニア</p> <p>冷蔵庫内の霜取り作業のため、送液ヘッダーのドレンバルブに圧力計を取り付けたが、圧力計の針が動かなかった。被災者は送液ヘッダーに溜まった油が原因と考え、圧力計の取付け用ねじを工具を用いて調整していたところ、圧力計がドレンバルブから外れ、冷媒のアンモニアが漏洩し、その際に気化したアンモニアを被災者が吸引し被災した。作業者は、防寒着、ゴム手袋、布製帽子を着用しており、防毒マスクや化学防護服、化学防護手袋は備え付けられていたものの、使用していなかった。換気装置は設置されていなかった。</p>
原因	<p>適切な保護具未着用 作業標準書・マニュアル未作成 緊急時マニュアル未作成 換気・排気装置未設置 装置・設備の管理不足・点検不備、作業者の作業手順・指示等の不履行 作業主任者・管理責任者等の未選任</p>

(厚生労働省のホームページより)

4-6 安全衛生管理のポイント

伝達すべき情報

1 健康管理手帳制度

健康管理手帳制度は、ベンジジン等の化学物質によるがん、石綿による健康障害やじん肺のように潜伏期間が長く、また、発病すると重篤な健康障害を与える物の製造・取扱い等の業務に従事していた労働者に対し、離職後は国が健康管理を行うこととしている制度です。

一定の要件に該当する場合、離職の際または離職の後に都道府県労働局長に申請すると、審査を経たうえで、「健康管理手帳」が交付されます。健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康診断については年1回）、無料で受けることができます。

事業者には、要件に該当する外国人労働者に対して離職後、速やかに所轄の都道府県労働局に申請するよう促すとともに、申請に必要な書類について、事業者自らが準備して離職前に交付する等円滑な手続きが行われるよう支援することが求められます。

申請先

- 離職の際に既に交付要件を満たしている場合
 → **申請者が対象業務に従事した事業場の所在地を管轄する都道府県労働局**
- 離職の後に初めて交付要件を満たすこととなった場合
 → **申請者の住所地を管轄する都道府県労働局**

健康管理手帳の交付対象となる業務と要件

	対象となる業務（番号は、安衛令第23条第1項の各号）	交付の要件（安衛則第53条）
1	ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、または取り扱う業務	当該業務に3か月以上従事した経験を有すること。 注）左欄の3物質に関する業務の従事期間を合計すれば3か月と以上となる場合は交付要件を満たす。
2	ベータ-ナフチルアミン及びその塩（同上の業務）	
12	ジアニシジン及びその塩（同上の業務）	
3	粉じん作業（じん肺法第2条第1項第3号に規定する粉じん作業）に係る業務	じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理2または3であること
4	クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩（これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、または取り扱う業務（これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。）	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
5	無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素を製造する工程において焙焼もしくは精製を行い、または砒素をその重量の3パーセントを超えて含有する鉱石をポット法もしくはグリナワルド法により製錬する業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。

	対象となる業務（番号は、安衛令第 23 条第 1 項の各号）	交付の要件（安衛則第 53 条）
6	コークスまたは製鉄用発生炉ガスを製造する業務（コークス炉上においてもしくはコークス炉に接してまたはガス発生炉上において行う業務）	当該業務に 5 年以上従事した経験を有すること。
7	ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、または取り扱う業務	当該業務に 3 年以上従事した経験を有すること。
8	ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、または取り扱う業務（これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。）	両肺野にベリリウムによる慢性の結節性陰影があること。
9	ベンゾトリクロリドを製造し、または取り扱う業務（太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。）	当該業務に 3 年以上従事した経験を有すること。
10	塩化ビニルを重合する業務または密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル（塩化ビニルの共重合体を含む。）の懸濁液から水を分離する業務	当該業務に 4 年以上従事した経験を有すること。
11	石綿等の製造または取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における次の業務 1 石綿等（石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、または取り扱う業務に限る（「直接業務」）。	1 両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚があること。 2 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業または石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）に 1 年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から 10 年以上を経過していること。 3 石綿等を取り扱う作業（上記 2 の作業を除く。）に 10 年以上従事した経験を有すること。 4 上記 2 及び 3 に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。 注) 厚生労働大臣が定める要件とは、上記 2 の作業に従事した月数に 10 を乗じて得た数と上記 3 の作業に従事した月数との合計が 120 以上であって、かつ、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から 10 年以上経過していること。
	2 石綿等の製造し、または取り扱う業務を除く（「周辺業務」）。 注) 「周辺業務」の対象者とは、「直接業務」に伴い発生した石綿粉じんによる健康障害を防止するため、関係者以外の立入禁止措置を講じるよう規定された作業場内で石綿を取り扱わない作業に従事し、石綿粉じんにばく露したおそれのあるもの。なお、当該作業に従事していたときに、石綿によるじん肺健康診断を受診していた者は、対象となる。	両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚があること。

	対象となる業務（番号は、安衛令第 23 条第 1 項の各号）	交付の要件（安衛則第 53 条）
13	1・2-ジクロロプロパン及びその塩（これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を取り扱う業務（屋内作業場及び有機則第 1 条第 2 項で定める船舶の内部、タンクの内部、及び通風が不十分な場所等における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。）	当該業務に 2 年以上従事した経験を有すること。
14	オルトトリイジン（これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、または取り扱う業務	当該業務に 5 年以上従事した経験を有すること。

2 帰国後における労災請求等

事業者は、外国人労働者に係る労働災害が発生した場合には、労働者災害補償保険（労災保険）の給付の請求その他の手続きに関し、外国人労働者やその家族の相談に応じるとともに、これらの者が自ら手続きを行うことが困難な場合には、その手続きが行うことができるよう必要な援助を行うよう努める必要があります。

なお、帰国後であっても、一部の支援制度を除き、労災保険給付の請求を行うことができます。

CHECK! 外国人労働者の労災保険給付の手続き

厚生労働省では、ホームページに「外国人労働者向け労災保険給付パンフレット」（14 か国語に翻訳、<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/gaikoku-pamphlet.html>）を掲載していますので、これを活用し、手続きの方法などについて外国人労働者に必要な情報を提供してください。

労働安全衛生法第 61 条に基づく就業制限の対象業務、
第 59 条に基づく特別教育の必要な対象業務等 (概要)

【凡例】 施行令・・・労働安全衛生法施行令

安衛則・・・労働安全衛生規則

対象業務	法令条項	業務に就くことができる者 (安衛則別表第3)			特別教育 (※)
		免許	技能講習	その他	
発破	施行令第 20 条 第1号	○	×	・火薬類取締法の火薬類取扱保安責任者免状 ・保安技術職員試験等に合格した者 (鉱山保安法施行規則)	
ボイラー	施行令第 20 条 第3号	○	△ (比較的小さいもののみ)	×	
ボイラー又は第一種圧力容器の溶接	施行令第 20 条 第4号	○	×	×	
ボイラー又は第一種圧力容器の整備	施行令第 20 条 第5号	○	×	×	
小型ボイラーの取扱い	安衛則第 36 条 第 14 号				○
揚貨装置	制限荷重5t 以上	施行令第 20 条 第2号	○	×	×
	制限荷重5t 未満	安衛則第 36 条 第6号			○
クレーンの運転	つり上げ荷重5t以上	施行令第 20 条 第6号	○	△ (床上クレーンのみ)	×
	つり上げ荷重5t未満	安衛則第 36 条 第 15 号			○
跨線テルハ	つり上げ荷重5t以上	安衛則第 36 条 第 15 号			○
移動式クレーンの運転	つり上げ荷重1t以上	施行令第 20 条 第7号	○	△ (小型のみ)	×
	つり上げ荷重1t未満	安衛則第 36 条 第 16 号			○
デリックの運転	つり上げ荷重5t以上	施行令第 20 条 第8号	○	×	×
	つり上げ荷重5t未満	安衛則第 36 条 第 17 号			○
玉掛けの業務	制限荷重が1t以上の揚貨装置、つり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン、デリック	施行令第 20 条 第 16 号	×	○	・職業訓練修了者 ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の職業訓練を修了した者等
	つり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン、デリック	安衛則第 36 条 第 19 号			○
潜水業務	施行令第 20 条 第9号	○	×	×	
作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	安衛則第 36 条 第 20 号の2				○
高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	安衛則第 36 条 第 21 号				○
気こう室への送気又は気こう室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	安衛則第 36 条 第 22 号				○
潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	安衛則第 36 条 第 23 号				○
再圧室を操作する業務	安衛則第 36 条 第 24 号				○
高圧室内作業に係る業務	安衛則第 36 条 第 24 号の2				○
可燃性ガス・酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、又は加熱	施行令第 20 条 第 10 号	○	○	・厚労大臣が定める者 ・職業訓練指導員免許を受けた者 ・保安技術職員のうち溶接係員試験合格者 ・歯科医師免許を受けた者 ・歯科技工士免許を与えられた者	
アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等	安衛則第 36 条 第3号				○
フォークリフトの運転	最大荷重1t以上	施行令第 20 条 第 11 号	×	○	・フォークリフトの職業訓練を受けた者 ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前のフォークリフトの職業訓練修了者 ・船員労働安全衛生規則に規定するフォークリフト運転技能講習修了者 その他フォークリフト運転技能講習修了者と同等以上の能力を有するとして労働基準局長が定める者
	最大荷重1t 未満	安衛則第 36 条 第5号			○

※十分な知識及び技能を有する場合は全部又は一部の科目を免除可

対象業務		業務に就くことができる者（安衛則別表第3）			特別教育（※）
		法令条項	免許	技能講習 その他	
車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）の運転 （ブルドーザー、モーター・グレーダー、トラクター・ショベル、 パワーショベル等）	機体重量3t以上	施行令第20条 第12号	×	○	・建設機械施工技術検定合格者（特定のものの） ・建設機械運転士の職業訓練修了者 ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の建設機械運転士等の職業訓練修了者
	機体重量3t未満	安衛則第36条 第9号			○
車両系建設機械（基礎工用）の運転 （くい打機等）	機体重量3t以上	施行令第20条 第12号	×	○	・建設機械施工技術検定合格者（特定のものの） ・厚労大臣が定める者（該当なし）
	機体重量3t未満	安衛則第36条 第9号			○
自走できない建設機械（基礎工用）の運転 （くい打機等）	（機体重量不問）	安衛則第36条 第9号の2			○
車両系建設機械（基礎工用）の運転 （くい打機等）の作業装置の操作	（機体重量不問）	安衛則第36条 第9号の3			○
車両系建設機械（締固め用機械）の運転 （ローラー等）	（機体重量不問）	安衛則第36条 第10号			○
建設機械（コンクリート打設用機械）の運転 （コンクリートポンプ車等）	（機体重量不問）	安衛則第36条 第10号の2			○
車両系建設機械（解体用）の運転 （ブレーカ等）	機体重量3t以上	施行令第20条 第12号	×	○	・建設機械施工技術検定合格者（特定のものの） ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の職業訓練をした修了した者
	機体重量3t未満	安衛則第36条 第9号			○
ショベルローダー・フォークローダーの運転	最大荷重1t以上	施行令第20条 第13号	×	○	・揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練修了者のうちショベルローダー等について訓練を受けたもの ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の職業訓練を修了した者
	最大荷重1t未満	安衛則第36条 第5号の2			○
不整地運搬車の運転	最大積載量 1t以上	施行令第20条 第14号	×	○	・建設機械施工技術検定合格者（特定のものの） ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の職業訓練を修了した者
	最大積載量 1t未満	安衛則第36条 第5号の3			○
高所作業車の運転	10m以上	施行令第20条 第15号	×	○	・厚労大臣が定める者（該当無し）
	10m未満	安衛則第36条 第10号の5			○
動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの（巻上げ装置を除く。）の運転		安衛則第36条 第13号			○
建設用リフトの運転		安衛則第36条 第18号			○
ゴンドラの操作		安衛則第36条 第20号			○
研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務		安衛則第36条 第1号			○
動力プレスの金型、シャワーの刃部又はプレス機械若しくはシャワーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務		安衛則第36条 第2号			○
・高圧・特別高圧の充電回路若しくは当該充電回路の支持物の敷設・点検・修理・操作の業務 ・低圧の充電回路（対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電信用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設・修理の業務（安衛則第4号の2の業務を除く） ・配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電信用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務		安衛則第36条 第4号			○
対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務		安衛則第36条 第4号の2			○
伐木等機械（伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務		安衛則第36条 第6号の2			○
走行集材機械（車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務		安衛則第36条 第6号の3			○
機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。）の運転の業務		安衛則第36条 第7号			○

※ 十分な知識及び技能を有する場合は全部又は一部の科目を免除可

対象業務	法令条項	業務に就くことができる者（安衛則別表第3）			特別教育（※）
		免許	技能講習	その他	
簡易架線集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転又は架線集材機械（動力を用いて原木等を巻き上げることに伴って当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	安衛則第 36 条 第7号の2				○
チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務	安衛則第 36 条 第8号				○
ポーリングマシンの運転の業務	安衛則第 36 条 第 10 号の3				○
建設工事の作業を行う場合における、ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務	安衛則第 36 条 第 10 号の4				○
動力により駆動される巻き上げ機（電気ホイス、エヤーホイス及びこれら以外の巻き上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転の業務	安衛則第 36 条 第 11 号				○
四アルキル鉛等業務	安衛則第 36 条 第 25 号				○
酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	安衛則第 36 条 第 26 号				○
特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務（令第 20 条第 5 号に規定する第一種圧力容器の整備の業務を除く。）	安衛則第 36 条 第 27 号				○
エックス線装置・ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務	安衛則第 36 条 第 28 号				○
核燃料物質や原子炉の加工施設、再処理施設・使用施設等の管理区域内で核燃料物質・使用済燃料やこれらによって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）を取り扱う業務	安衛則第 36 条 第 28 号の2				○
原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質・使用済燃料やこれらによって汚染された物を取り扱う業務	安衛則第 36 条 第 28 号の3				○
平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された物であって、電離則第 2 条第 2 項に規定するものの処分の業務	安衛則第 36 条 第 28 号の4				○
事故由来廃棄物等（東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物等）の処分の業務	安衛則第 36 条 第 28 号の5				○
粉じん障害防止規則第 2 条第 1 項第 3 号の特定粉じん作業（設備による注水又は注油をしながら行う粉じん則第 3 条各号に掲げる作業に該当するものを除く。）に係る業務	安衛則第 36 条 第 29 号				○
ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業（当該ずい道等の内部において行われるものに限る。）に係る業務	安衛則第 36 条 第 30 号				○
・駆動源を遮断せずに行う、産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニピュレータの動作の教示等 ・駆動源を遮断せずに行う、産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作	安衛則第 36 条 第 31 号				○
・運転中の産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査等 ・運転中の産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットの検査等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務	安衛則第 36 条 第 32 号				○
自動車（二輪自動車を除く。）用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務	安衛則第 36 条 第 33 号				○
廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務	安衛則第 36 条 第 34 号				○
廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務	安衛則第 36 条 第 35 号				○
廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務	安衛則第 36 条 第 36 号				○
石綿含有建築物・工作物・船舶の解体等、石綿の封じ込め・囲い込み	安衛則第 36 条 第 37 号				○
東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等に係る土壌等の除染等の業務、廃棄物収集等業務、特定汚染土壌等取扱業務、特定線量下業務	安衛則第 36 条 第 38 号				○
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床面上における補助作業の業務を除く。）	安衛則第 36 条 第 39 号				○
高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具（労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であって、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具（第 539 条の 2 及び第 539 条の 3 において「身体保持器具」という。）を取り付けたものをいう。）を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（40 度未満の斜面における作業を除く。以下「ロープ高所作業」という。）に係る業務	安衛則第 36 条 第 40 号				○
高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第 13 条第3項第 28 号の墜落制止用器具をいう。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）	安衛則第 36 条 第 41 号				○

※十分な知識及び技能を有する場合は全部又は一部の科目を免除可

厚生労働省	外国人労働者の安全衛生対策について（多言語教材） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html
	中小規模事業場向け労働安全衛生マネジメントシステム導入マニュアル https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000048654.html
	外国人労働者向け労災保険給付パンフレット（多言語） https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/gaikoku-pamphlet.html
	職場のあんぜんサイト 視聴覚教材（多言語） https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html
日本政府観光局	外国人患者を受け入れる医療機関の情報 https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html
東京都医師会	外国人医療に関する情報まとめ https://www.tokyo.med.or.jp/inbound
中央労働災害防止協会	https://www.jisha.or.jp/ 外国語安全衛生テキスト https://www.jisha.or.jp/international/ftext/ftext_j.html
建設業労働災害防止協会	建災防統一安全標識 https://www.kensaibou.or.jp/safety_sign/index.html
出入国在留管理庁	「生活・就労ガイドブック」 http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_index.html 「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」 http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html
独立行政法人国際協力機構（JICA）	各国における取り組み https://www.jica.go.jp/regions/
公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）	https://www.jitco.or.jp/ 外国人が受講できる「教習機関名簿」 https://www.jitco.or.jp/ja/service/protection/index.html 無料教材 https://www.jitco.or.jp/ja/service/guidebook/
外国人技能実習機構	https://www.otit.go.jp/ 安全衛生対策マニュアル https://www.otit.go.jp/anzen/

中小・小規模事業者のための 外国人労働者労働安全衛生管理の手引き

令和2年度厚生労働省委託

外国人安全衛生管理支援事業(外国人共生センター事業)

[受託者：公益社団法人 東京労働基準協会連合会]

令和2年12月

